

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年9月16日提出
【計算期間】	第21特定期間(自 平成25年12月17日至 平成26年6月16日)
【ファンド名】	利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	雄谷 敦史
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、不動産、債券、株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単体型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単体型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券 一般	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
公債		欧州		
社債				
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 (不動産投信、その 他資産(投資信託 証券(株式、債券)))		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

資産複合 資産配分固定型(不動産投信、その他資産(投資信託証券(株式、債券)))

当ファンドは、不動産投信へ投資を行なうとともに、投資信託証券を通じて株式および債券に投資を行ないません。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色

特色 その1 3つの異なる資産(不動産・債券・株式)に分散投資します。

- ・「不動産」、「債券」および「株式」の3つの異なる資産に分散投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- ・各資産への投資は、各資産を主要投資対象とする投資信託証券を通じて行ないます(ファンド・オブ・ファンズ)。

特色 その2 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- ・毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
 - ・毎決算時に、インカム収益などを原資として、安定した収益分配を行なうことをめざします。
 - ・基準価額が当初元本(1万口当たり1万円)を下回っている場合においても、分配を行なう場合があります。
- ※なお、分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

特色 その3 原則として、投資する各資産毎の組入比率が以下の範囲内となるよう、各投資信託証券に投資します。

資産	標準組入比率	組入比率変動範囲
不動産等	40%	40%±10%
債券	50%	50%±10%
株式	10%	10%±5%

- ・投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ・基準価額変動の低減を図ること、そして高い利回りを提供することを同時に実現することをめざして資産配分を行ないます。
- ・有価証券届出書提出日現在、ベンチマークはありません。
- ・追加設定・解約動向や市況動向などによっては、組入比率が左記の組入比率変動範囲を上回る場合や下回る場合があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

標準組入比率

3つの資産の標準的な組入比率(標準組入比率)は、①リスク分散の効果を高めること、②安定した利回りを追求すること、③為替変動の影響が、不動産投信、債券、株式の価格変動の影響に比べて大きくなりすぎないこと、④ファンドへの資金流出入に対応できることなどを勘案し、不動産40%、債券50%、株式10%としました。

<各資産について>

「Nikko GNMA Fund」(ニッコー・ジニーメイ・ファンド)

◆ジニーメイ・パス・スルー証券(GNMA)などの米国高格付証券を中心*に投資を行ないます。

○ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国国債と同等の信用度を有しながら(2013年12月末現在)、かつ米国国債より高い利回りを期待できます。ただし、ジニーメイ・パス・スルー証券には米国国債と異なったリスク(期限前償還発生の可能性など)があります。

○ジニーメイ・パス・スルー証券の利回りを直接享受するために、原則として為替ヘッジは行ないません。

※ジニーメイ・パス・スルー証券の組入比率は高位を維持することを基本としますが、一部について、米国国債など米国の高格付の債券に投資する場合があります。

ジニーメイ・パス・スルー証券(GNMA)

○ジニーメイ・パス・スルー証券(GNMA)は、住宅ローン担保証券の一つで、連邦政府機関であるジニーメイ(Government National Mortgage Association)によって完全保証されている住宅ローンを証券化したもので、米国国債と同等の信用力があり、かつ、米国国債に比べ高い利回りを享受できる可能性が高い投資対象です。

<パス・スルー証券とは?>

●パス・スルー証券とは、金融機関が複数の住宅ローンを集合化①(プール②)、証券化③したのから生まれるキャッシュフロー(元利金の返済など④)を受け取る権利、そして、まとめられた住宅ローンの共有持ち分を示す証券です。

●ジニーメイ・パス・スルー証券のキャッシュフロー④は、その元となるローン借入者の毎月の金利および元本返済に直結していますが、ローン借入者の返済が遅っても、その元利金の支払いを米国政府機関であるジニーメイ⑤(米国政府抵当金庫)が完全保証⑥しています。



「Nikko GNMA Fund」(ニッコー・ジニーメイ・ファンド)の運用は、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーが行ないます。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、マサチューセッツ州ボストンに本拠を構える米国の独立系投資運用会社です。

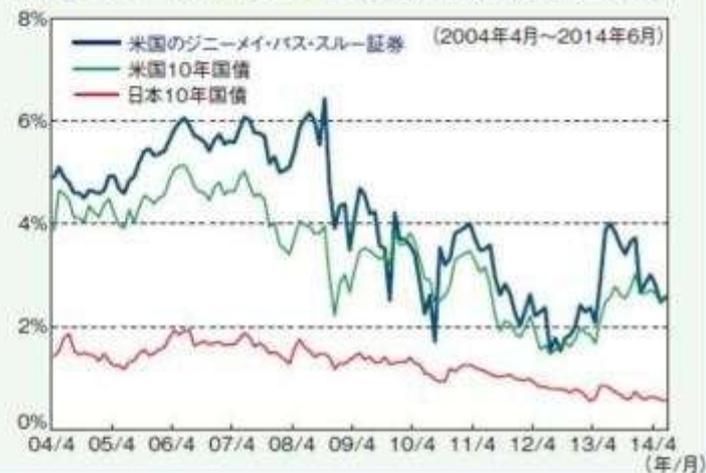
その起源は1928年に遡る米国でも歴史のある運用会社の一つです。自社ブランドでの投信販売は行わずに、純粋に資産運用業務のみに専念しています。ウエリントン・マネージメント・グループ全体での運用資産額は約8,340億米ドルにおよび、米国でも大手の一角を担っています。

(2013年12月末現在)

※右記グラフは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

※米国のジニーメイ・パス・スルー証券は、「Nikko GNMA Fund」(ニッコー・ジニーメイ・ファンド)が投資する証券の平均最終利回り。(各種データより日興アセットマネジメントが作成)

ご参考 <ジニーメイ・パス・スルー証券と日米10年国債の利回り比較>





高金利先進国債券マザーファンド

◆信用力が高く、相対的に高金利の主要先進国のソブリン債*を中心に分散投資を行いません。

*ソブリン債とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称です。主要先進国の国債や世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関が発行する債券が含まれます。

○主要先進国(OECD加盟国)の中から、健全な財政状況にあり、信用力の高い先進国(原則として、買付時においてスタンダード&プアーズ(S&P)社またはムーディーズ社からAA格またはAa格相当以上の長期債格付を付与された国)のソブリン債に分散投資を行なうことで、安定した収益の獲得をめざします。

※格付は買付後に変更になる場合があります。

○海外の高金利を直接享受するために、原則として為替ヘッジは行いません。

<OECD(経済協力開発機構)とは?>

OECDとは、①財政金融上の安定を維持しながら、雇用・生活水準の向上を達成し、世界経済の発展に貢献する、②発展途上国経済の健全な拡大に寄与する、③世界貿易の多角的・無差別的な拡大に貢献するなどを目的として、1961年に発足した機構であり、30ヵ国を超える国が加盟しています。

ご参考 <主要先進国の長期金利(10年国債利回り)の比較>



※上記は、OECD加盟国のうち2014年6月末時点で、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)社またはムーディーズ社からAA格またはAa格相当以上の格付を付与された国の10年国債利回りを記載しています。ただし、当資料作成時点において継続して取得できるデータがない国については記載していません。

※信頼できると判断した情報を基に日興アセットマネジメントが作成。

※上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものでも、上記の国・地域の債券を組み入れることを約束するものでも推奨するものではありません。



日本高配当利回り株式マザーファンド

◆「電力株」や「ガス株」を中心に、わが国の高配当利回り株に投資を行いません。

○ファンドの純資産総額の概ね50%±20%程度は、電力株やガス株に投資し、残りの部分については、わが国の株式の中から、配当利回りが相対的に高い株式に投資を行いません。

○東証電気・ガス業株価指数構成銘柄以外の高配当利回り株式にも積極的に投資します。



国内不動産投信(J-REIT)

◆国内の金融商品取引所に上場されている不動産投信(J-REIT)を中心に投資を行いません。

○不動産を主な投資対象とする投資法人あるいは投資信託を総称して不動産投信といいます。

○ビル、マンション、オフィス、倉庫などの不動産を中心に運用し、そこから得られる賃料、売却益を投資家に分配(配当)する投資信託です。

○不動産投信の銘柄選定にあたっては、利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行いません。

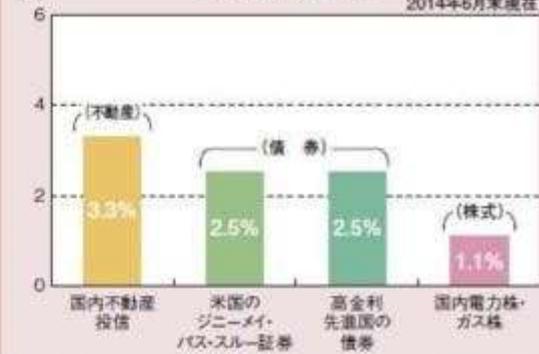
ご参考

＜各資産のパフォーマンスと当ファンドの基準価額＞



※上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。
 ※基準価額は、信託報酬（後述の「ファンドの費用」参照）控除後の値です。なお、信託報酬には、投資対象とする投資信託証券の分を含みます。
 ※上記グラフは、ファンド設定日（2003年12月18日）の前日を100として指数化したものです。
 ※基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。
 （各種データより日興アセットマネジメントが作成）

＜各資産の利回り＞



※上記のグラフ・数値などは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。
 ※国内不動産投信は、東証REIT指数の実績分配金利回り。
 ※米国のジニーメイ・バス・スルー証券は、「Nikko GNMA Fund」(ニッコージニーメイ・ファンド)が投資する証券の平均最終利回り。
 ※高金利先進国の債券は、「高金利先進国債券マザーファンド」が投資する証券の平均最終利回り。
 ※国内電力株・ガス株は、東証電気・ガス業株価値指数を構成する17銘柄の加重平均予想配当利回り。
 （各種データより日興アセットマネジメントが作成）

＜運用プロセスについて＞

市況などの外部環境を認識

分配金支払い後の基準価額騰落がマイナスになりにくい資産配分となるようスコアリングを行ないます。主なスコアリング項目は以下の3つ
 1.各資産の利回り
 2.各資産の安定性(主に下方リスク)
 3.各資産の流動性

資産配分の決定

市況などの外部環境(スコアリング)を踏まえ、ポートフォリオマネージャーを中心に、アセットアロケーションサポート担当者を加えて資産配分を決定します。

個別銘柄および個別銘柄ウェイトの決定

ポートフォリオの構築(売買執行)



リスク管理

※資金動向・市況動向、残存信託期間・残存元本などによっては上記のような運用ができない場合があります。
 ※上記は2013年12月末現在の運用プロセスであり、将来変更される可能性があります。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

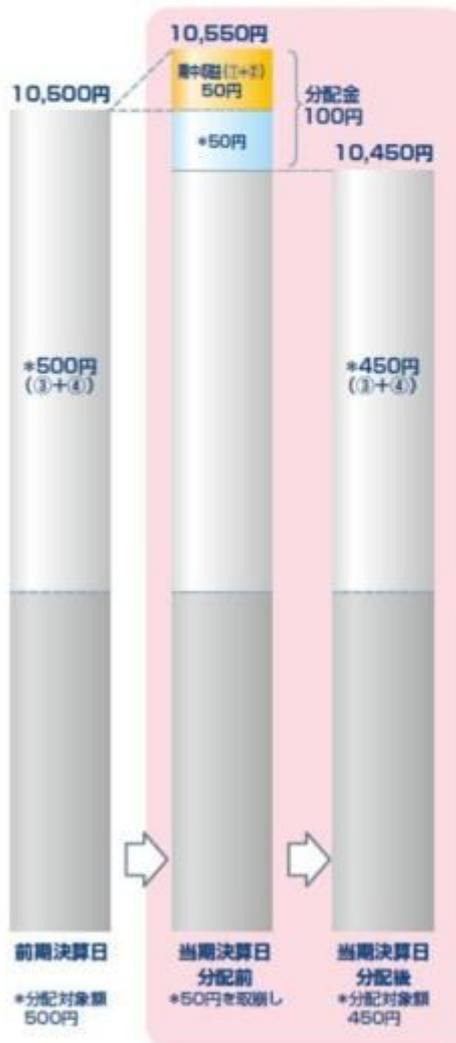
投資信託で分配金が支払われるイメージ



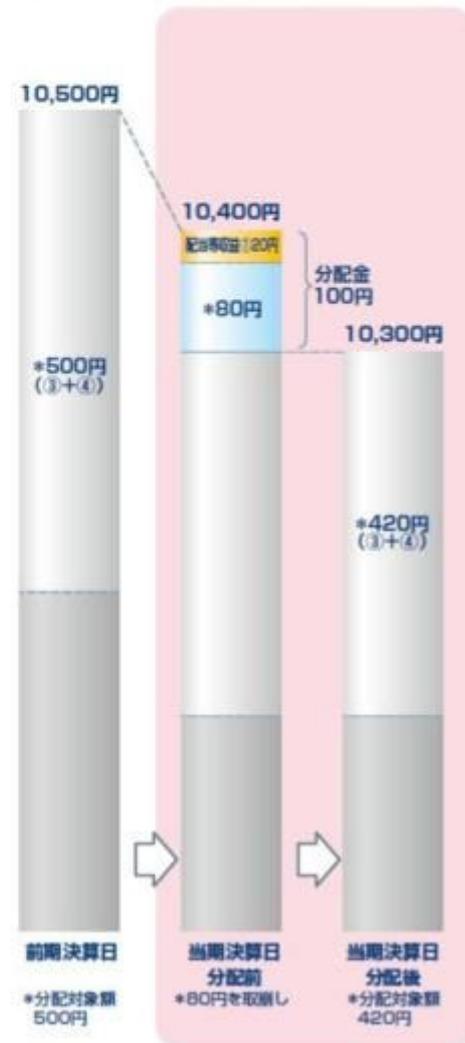
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

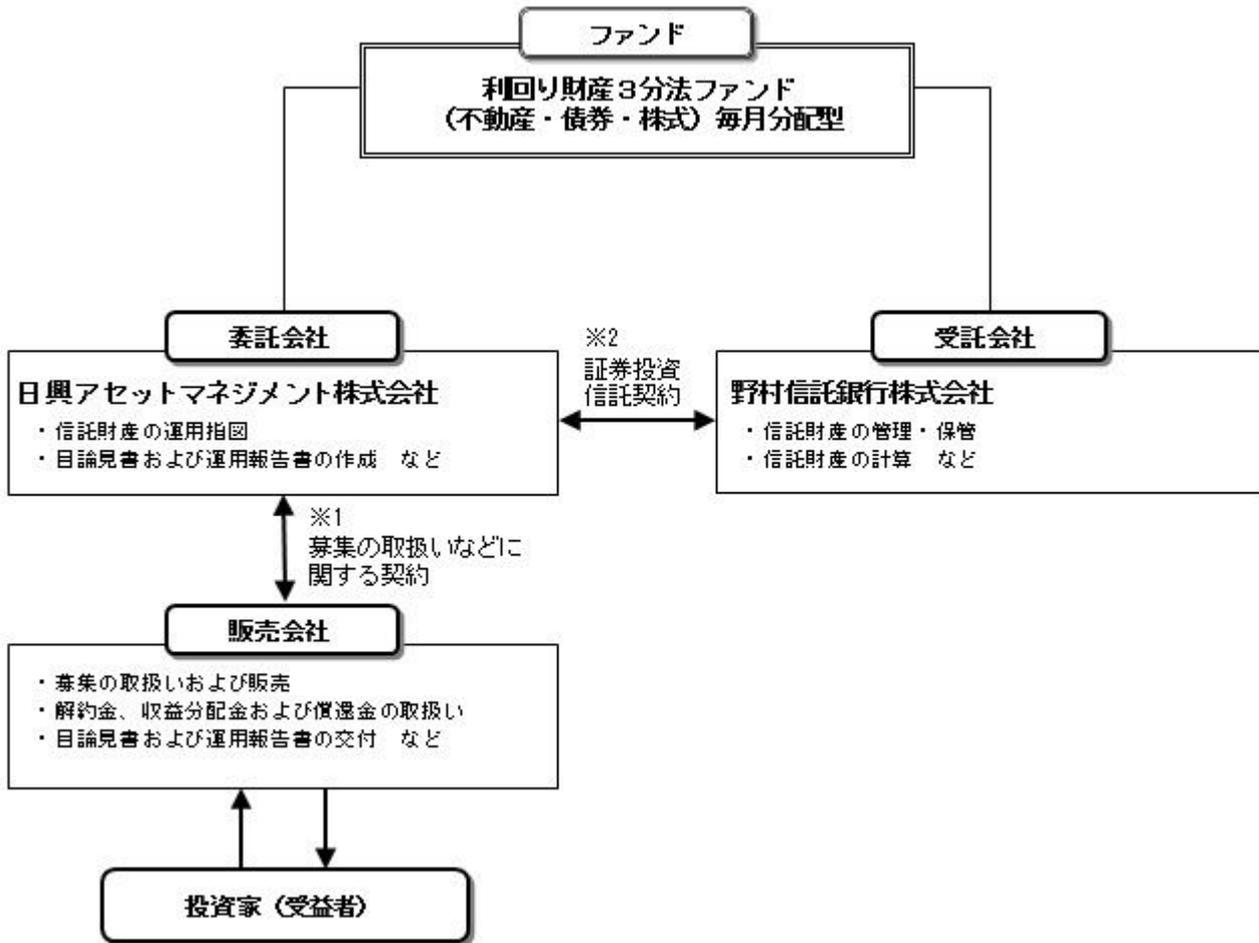
(2) 【ファンドの沿革】

平成15年12月18日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

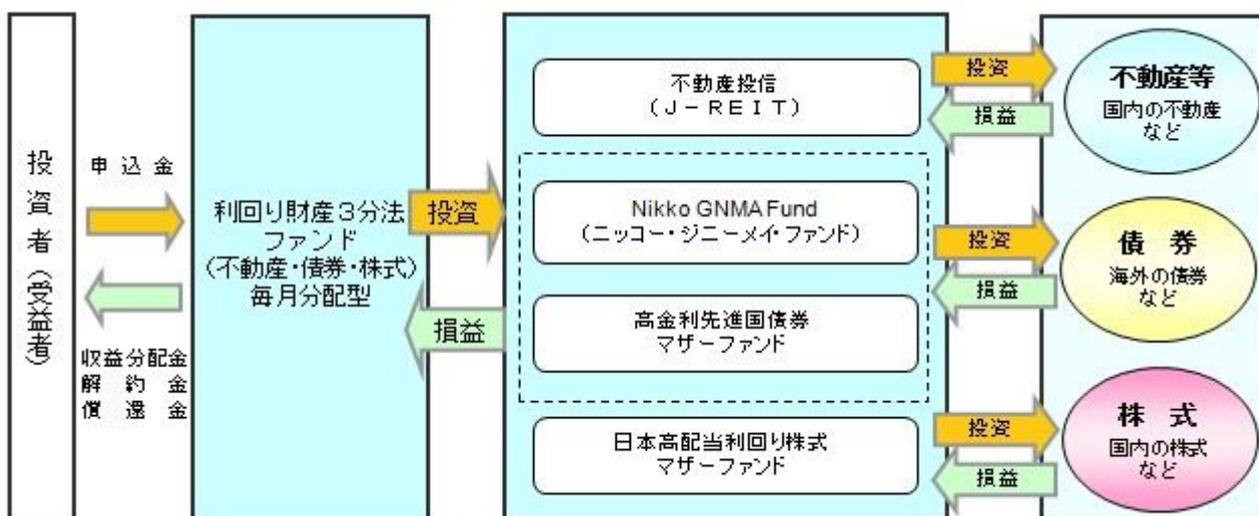
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（平成26年6月末現在）

- 1) 資本金
17,363百万円
- 2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、投資信託証券に投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- ・原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう、投資信託証券に投資を行ないます。

「不動産等（不動産、不動産の賃借権、地上権およびこれらのものを信託する信託の受益権または匿名組合出資持分をいいます。）」	40% ± 10%
「債券」	50% ± 10%
「株式」	10% ± 5%

- ・投資信託証券への投資にあたっては、国内の金融商品取引所に上場している不動産投信（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。）ならびに以下の投資信託証券の中から、各資産毎の利回り水準、市況動向、安定性、流動性などを勘案し、投資を行ないます。

Nikko GNMA Fund（ニッコー・ジニーメイ・ファンド）

高金利先進国債券マザーファンド

日本高配当利回り株式マザーファンド

- ・各投資信託証券の組入比率は、以下の通りとします。

投資信託証券	標準組入比率	組入比率変動範囲
国内不動産投信	40%	40% ± 10%
Nikko GNMA Fund（ニッコー・ジニーメイ・ファンド）	35%	35% ± 10%
高金利先進国債券マザーファンド	15%	15% ± 10%
日本高配当利回り株式マザーファンド	10%	10% ± 5%

- ・なお、不動産投信の銘柄選定にあたっては、利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行ないます。
- ・投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

主として国内の金融商品取引所に上場している不動産投信、次の外国投資信託の受益証券および次の

マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。

- 1) ケイマン籍円建外国投資信託「Nikko GNMA Fund(ニッコー・ジニーメイ・ファンド)」
- 2) 証券投資信託「高金利先進国債券マザーファンド」
- 3) 証券投資信託「日本高配当利回り株式マザーファンド」
- 4) 短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
- 5) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
次の取引ができます。
- 1) 資金の借入

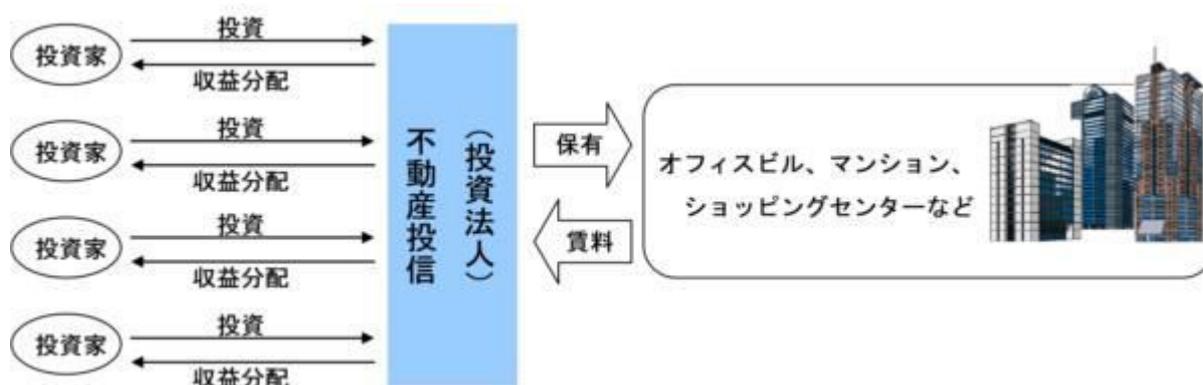
投資対象とする投資信託証券の概要

<不動産投信(J-REIT)>

国内の金融商品取引所に上場されている不動産投信(J-REIT)(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。)を中心に投資を行いません。

- ・不動産を主な投資対象とする投資法人あるいは投資信託を総称して不動産投信といいます。
- ・ビル、マンション、オフィス、倉庫などの不動産を中心に運用し、そこから得られる賃料、売却益を投資家に分配(配当)する投資信託です。
- ・不動産投信の銘柄選定にあたっては、利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行いません。

<不動産投信(J-REIT)の仕組み>



<Nikko GNMA Fund(ニッコー・ジニーメイ・ファンド)>(ケイマン籍円建外国投資信託)

運用の基本方針

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ バークレイズGNMAインデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざしつつ、高い水準のインカムゲインを獲得することを目指します。 <p>* バークレイズGNMAインデックスとは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社（バークレイズ）が開発、算出、公表している、ジニーメイ発行のMBS市場（グローバル総合適格のもの）のパフォーマンスを表す指数です。（円換算ベース）とは、現地通貨ベースの指数を円換算したものです。</p> <p>同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はバークレイズに帰属します。また、バークレイズは、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。</p>
主な投資対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期、中期、長期の米国国債ならびにエージェンシー債、政府抵当金庫、連邦抵当金庫、連邦住宅貸付抵当公社、その他の連邦機関の発行する米国エージェンシー・モーゲージ担保パス・スルー証券、または上記機関の保証する証券（不動産担保共同出資を含みます。）、現先取引（レポ取引）を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミドル建ての投資適格債券に投資を行ない、組入比率は原則高位を維持します。 ・ 資産総額の80%以上をジニーメイ・パス・スルー証券に投資します。単一発行体の組入れは、組入れ時の信託財産の資産総額の10%を上限としますが、米国国債ならびにエージェンシー債についてはこの限りではありません。組入れ後の比率が信託財産の資産総額の10%を超える場合の追加組入れは行ないません。 ・ 原則として、為替ヘッジを行ないません。 <p>市況動向や資金動向その他の要因によっては、上記の運用方針に従った運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産総額の50%以上を有価証券に投資します。 ・ 原則として、借入れは行ないません。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.5%以内（国内における消費税等相当額はかかりません。）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
管理会社	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
信託期間	2153年11月12日
決算日	原則として、毎年12月31日

< 高金利先進国債券マザーファンド >

運用の基本方針

基本方針	世界の主要先進国の債券に投資を行ない、安定した収益の確保および信託財産の成長を目的として運用を行ないます。
主な投資対象	世界の主要先進国（OECD加盟国）の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などを主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 世界の主要先進国（OECD加盟国）のうち、信用力が高く、相対的に金利が高い国の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などに投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。 主要先進国（OECD加盟国）の債券の中で、相対的に金利が高い国の債券を選び、国別、通貨別、残存期間を考慮しながら、分散投資を行ない、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。各国の投資比率は、相対的魅力度、流動性、信用力、金利の方向性などの分析をもとに決定します。 外貨建債券への投資にあたっては、為替ヘッジを行ないません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（平成15年8月5日設定）
決算日	毎年7月10日（休業日の場合は翌営業日）

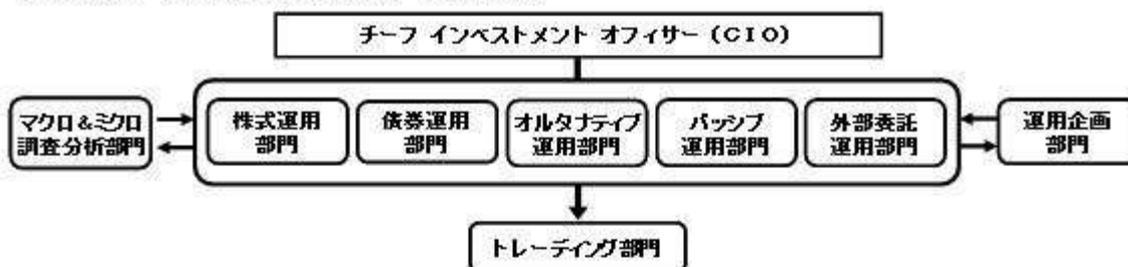
< 日本高配当利回り株式マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	中長期的に安定的な収益の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

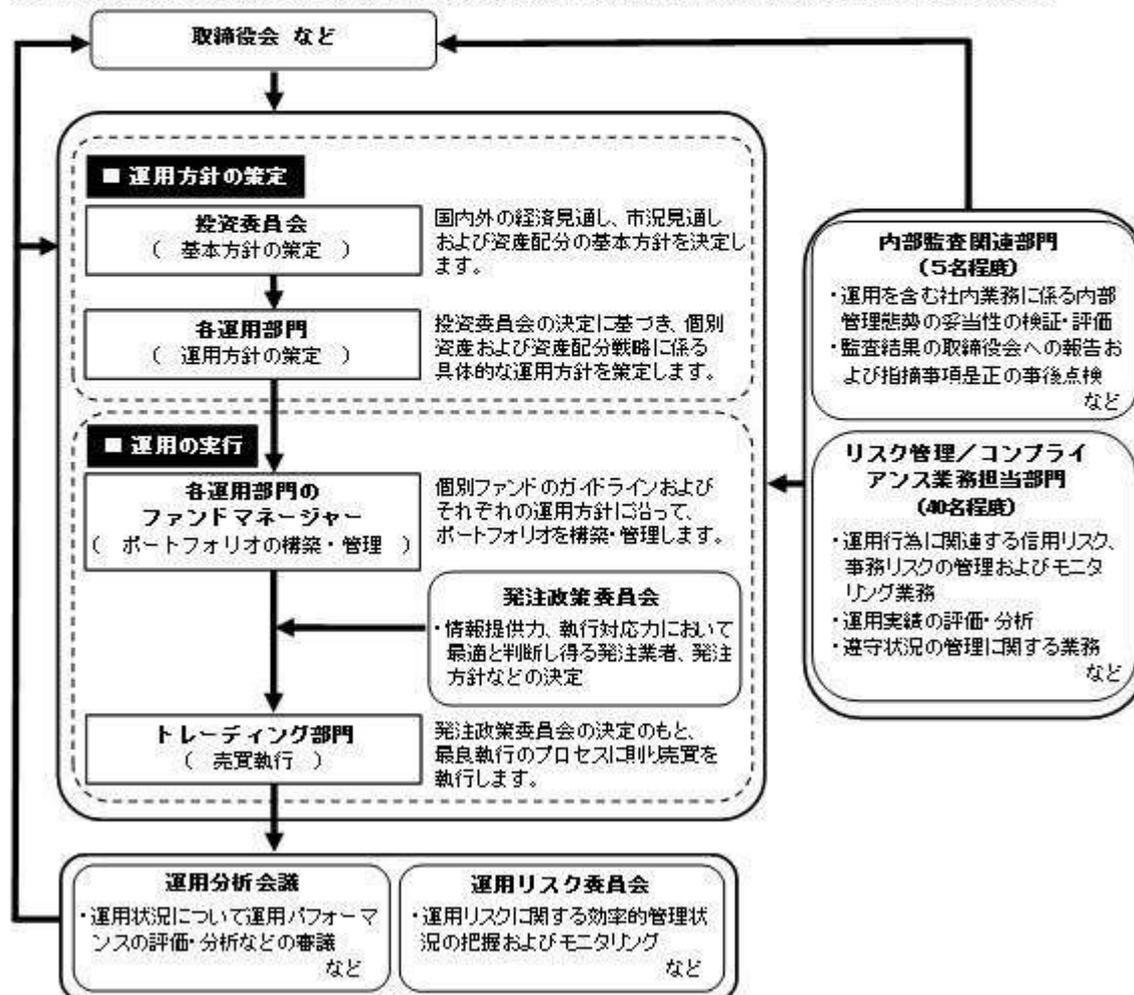
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、わが国の金融商品取引所上場株式の中から配当利回りの相対的に高い株式に分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ・配当利回りの相対的に高い株式への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やバリュエーション分析を行なった上で投資を行ないます。組入銘柄の見直しは、随時行ないます。 ・株式組入比率は原則として高位を保つことを基本とします。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成15年12月18日設定）
決算日	毎年12月15日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は平成26年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第 1 号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含まれます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- 5) 不動産投信については、同一銘柄への投資比率を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 6) 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- 7) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 八) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・ 投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

デリバティブリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

延長リスク / 期限前償還リスク

- ・住宅ローン担保証券においては、原資産となっているローン（住宅ローン、リース・ローンなど）の期限前返済の増減に伴うデフレーションの変化によって、当該証券の価格が変化するリスクがあります。

- ・一般に金利上昇局面においては、ローンの借換えの減少などを背景に期限前償還が予想以上に減少し、金利低下局面においては、ローンの借換えの増加などを背景に期限前償還が予想以上に増加する傾向があります。

期限前償還に伴う再投資リスク

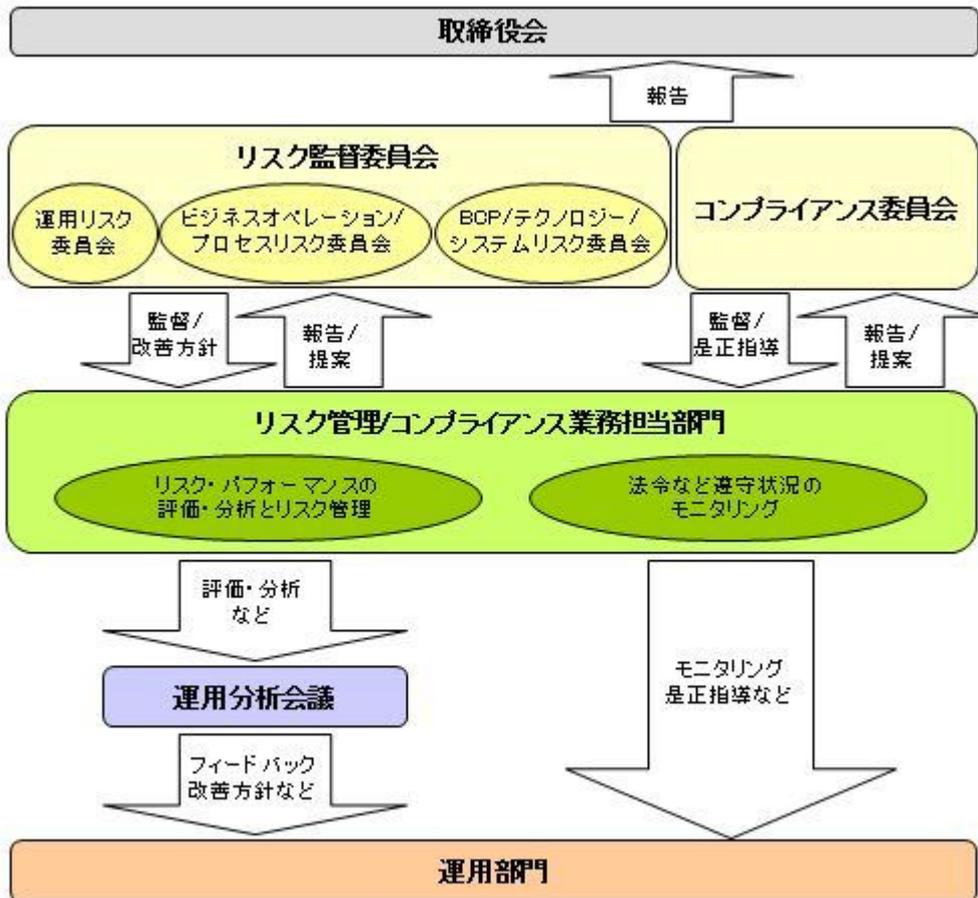
住宅ローン担保証券が期限前償還された場合には、償還された金銭を再投資することになりますが、金利低下局面においては、再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる可能性があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。
- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項
諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。
- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



全社的なリスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行いません。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、リスク管理/コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはリスク管理/コンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成26年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.16%（税抜2%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料は

かかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことであります。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.08%（税抜1%）
投資対象とする投資信託証券	0.175%程度
実質的負担	1.255%（税抜1.175%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.08%（税抜1%）の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.175%程度がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は1.255%（税抜1.175%）程度となります。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬率（年率）は、「Nikko GNMA Fund（ニッコー・ジニーメイ・ファンド）」を35%組み入れると想定した場合の概算値です。

この他に、投資対象とする不動産投信（J-REIT）には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信（J-REIT）の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」- 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

* 受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.00%	販売会社と受託会社への配分を 除いたもの	0.48%	0.06%
100億円超の部分			0.53%	0.04%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定します。受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。

投資対象とする「高金利先進国債券マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

< 投資対象とする投資信託証券に係る費用 >

「Nikko GNMA Fund（ニッコー・ジニーメイ・ファンド）」

- ・ 事務管理費用
- ・ 資産の保管費用
- ・ 有価証券売買時の売買委託手数料
- ・ 設立に係る費用
- ・ 法律顧問費用
- ・ 監査費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

「高金利先進国債券マザーファンド」

「日本高配当利回り株式マザーファンド」

- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

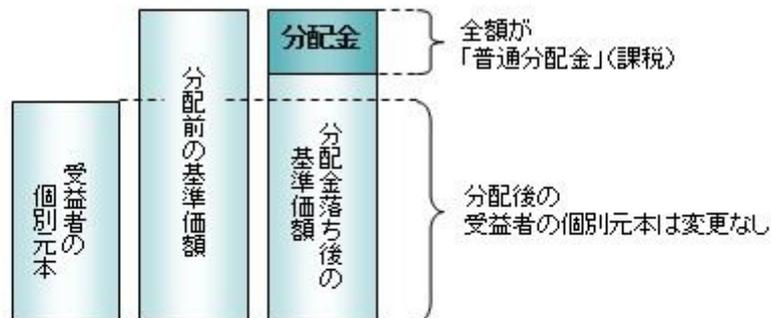
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

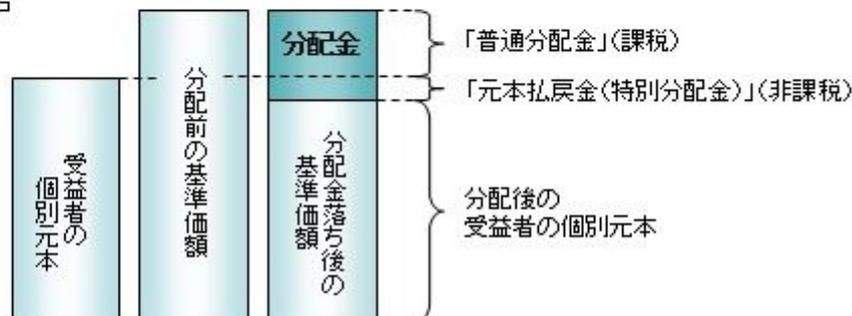
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成26年 9月16日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型】

以下の運用状況は2014年6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	3,734,571,007	30.26
投資証券	日本	4,179,304,000	33.87
親投資信託受益証券	日本	4,068,976,275	32.97
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		357,328,199	2.90
合計（純資産総額）		12,340,179,481	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	Nikko GNMA Fund	3,599,239,599	1.03	3,740,689,715	1.03	3,734,571,007	30.26
日本	親投資信託受益証券	高金利先進国債券マザーファンド	1,457,137,556	2.0671	3,012,049,043	2.0710	3,017,731,878	24.45
日本	親投資信託受益証券	日本高配当利回り株式マザーファンド	728,311,208	1.4051	1,023,350,079	1.4434	1,051,244,397	8.52
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	660	585,000	386,100,000	592,000	390,720,000	3.17
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	558	581,000	324,198,000	590,000	329,220,000	2.67
日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人 投資証券	1,100	224,600	247,060,000	227,800	250,580,000	2.03
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	1,400	138,300	193,620,000	142,000	198,800,000	1.61
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	1,140	160,300	182,742,000	163,500	186,390,000	1.51
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	710	230,300	163,513,000	236,200	167,702,000	1.36
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	650	251,300	163,345,000	256,000	166,400,000	1.35
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	1,120	138,600	155,232,000	134,600	150,752,000	1.22
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	260	559,000	145,340,000	551,000	143,260,000	1.16
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	390	362,500	141,375,000	363,500	141,765,000	1.15
日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル投資法人 投資証券	600	225,700	135,420,000	235,200	141,120,000	1.14
日本	投資証券	G L P投資法人 投資証券	1,080	111,300	120,204,000	113,400	122,472,000	0.99
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	830	136,900	113,627,000	146,800	121,844,000	0.99

日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	130	853,000	110,890,000	891,000	115,830,000	0.94
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	200	524,000	104,800,000	551,000	110,200,000	0.89
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	860	119,400	102,684,000	123,800	106,468,000	0.86
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	220	509,000	111,980,000	482,000	106,040,000	0.86
日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	1,440	63,900	92,016,000	68,200	98,208,000	0.80
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	240	376,500	90,360,000	384,000	92,160,000	0.75
日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	670	131,400	88,038,000	133,200	89,244,000	0.72
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	550	149,600	82,280,000	160,900	88,495,000	0.72
日本	投資証券	いちご不動産投資法人 投資証券	1,220	62,500	76,250,000	67,600	82,472,000	0.67
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	340	237,600	80,784,000	240,300	81,702,000	0.66
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	100	745,000	74,500,000	768,000	76,800,000	0.62
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	1,360	51,700	70,312,000	53,300	72,488,000	0.59
日本	投資証券	福岡リート投資法人 投資証券	350	169,000	59,150,000	178,000	62,300,000	0.50
日本	投資証券	野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	130	477,000	62,010,000	478,500	62,205,000	0.50

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	30.26
投資証券	33.87
親投資信託受益証券	32.97
合計	97.10

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第2特定期間末 (2004年12月15日)	14,995	15,037	1.0779	1.0809
第3特定期間末 (2005年6月15日)	19,060	19,110	1.1465	1.1495

第4特定期間末	(2005年12月15日)	21,550	21,603	1.2033	1.2063
第5特定期間末	(2006年 6月15日)	31,727	31,860	1.1929	1.1979
第6特定期間末	(2006年12月15日)	52,571	52,773	1.3025	1.3075
第7特定期間末	(2007年 6月15日)	63,073	63,388	1.4021	1.4091
第8特定期間末	(2007年12月17日)	55,515	55,832	1.2288	1.2358
第9特定期間末	(2008年 6月16日)	47,748	48,059	1.0765	1.0835
第10特定期間末	(2008年12月15日)	34,382	34,678	0.8155	0.8225
第11特定期間末	(2009年 6月15日)	34,029	34,319	0.8201	0.8271
第12特定期間末	(2009年12月15日)	31,267	31,552	0.7660	0.7730
第13特定期間末	(2010年 6月15日)	29,511	29,780	0.7680	0.7750
第14特定期間末	(2010年12月15日)	27,718	27,968	0.7735	0.7805
第15特定期間末	(2011年 6月15日)	23,607	23,837	0.7202	0.7272
第16特定期間末	(2011年12月15日)	18,376	18,580	0.6296	0.6366
第17特定期間末	(2012年 6月15日)	16,763	16,949	0.6292	0.6362
第18特定期間末	(2012年12月17日)	15,520	15,683	0.6670	0.6740
第19特定期間末	(2013年 6月17日)	15,002	15,143	0.7438	0.7508
第20特定期間末	(2013年12月16日)	13,553	13,677	0.7648	0.7718
第21特定期間末	(2014年 6月16日)	12,338	12,450	0.7705	0.7775
	2013年 6月末日	15,523		0.7728	
	7月末日	14,371		0.7444	
	8月末日	13,940		0.7315	
	9月末日	14,730		0.7841	
	10月末日	14,338		0.7746	
	11月末日	14,108		0.7793	
	12月末日	13,619		0.7939	
	2014年 1月末日	13,149		0.7762	
	2月末日	13,023		0.7760	
	3月末日	12,716		0.7686	
	4月末日	12,499		0.7658	
	5月末日	12,493		0.7745	
	6月末日	12,340		0.7788	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第2特定期間	2004年 6月16日～2004年12月15日	0.0180
第3特定期間	2004年12月16日～2005年 6月15日	0.0180
第4特定期間	2005年 6月16日～2005年12月15日	0.0180
第5特定期間	2005年12月16日～2006年 6月15日	0.0260
第6特定期間	2006年 6月16日～2006年12月15日	0.0300

第7特定期間	2006年12月16日～2007年 6月15日	0.0400
第8特定期間	2007年 6月16日～2007年12月17日	0.0420
第9特定期間	2007年12月18日～2008年 6月16日	0.0420
第10特定期間	2008年 6月17日～2008年12月15日	0.0420
第11特定期間	2008年12月16日～2009年 6月15日	0.0420
第12特定期間	2009年 6月16日～2009年12月15日	0.0420
第13特定期間	2009年12月16日～2010年 6月15日	0.0420
第14特定期間	2010年 6月16日～2010年12月15日	0.0420
第15特定期間	2010年12月16日～2011年 6月15日	0.0420
第16特定期間	2011年 6月16日～2011年12月15日	0.0420
第17特定期間	2011年12月16日～2012年 6月15日	0.0420
第18特定期間	2012年 6月16日～2012年12月17日	0.0420
第19特定期間	2012年12月18日～2013年 6月17日	0.0420
第20特定期間	2013年 6月18日～2013年12月16日	0.0420
第21特定期間	2013年12月17日～2014年 6月16日	0.0420

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第2特定期間	2004年 6月16日～2004年12月15日	5.49
第3特定期間	2004年12月16日～2005年 6月15日	8.03
第4特定期間	2005年 6月16日～2005年12月15日	6.52
第5特定期間	2005年12月16日～2006年 6月15日	1.30
第6特定期間	2006年 6月16日～2006年12月15日	11.70
第7特定期間	2006年12月16日～2007年 6月15日	10.72
第8特定期間	2007年 6月16日～2007年12月17日	9.36
第9特定期間	2007年12月18日～2008年 6月16日	8.98
第10特定期間	2008年 6月17日～2008年12月15日	20.34
第11特定期間	2008年12月16日～2009年 6月15日	5.71
第12特定期間	2009年 6月16日～2009年12月15日	1.48
第13特定期間	2009年12月16日～2010年 6月15日	5.74
第14特定期間	2010年 6月16日～2010年12月15日	6.18
第15特定期間	2010年12月16日～2011年 6月15日	1.46
第16特定期間	2011年 6月16日～2011年12月15日	6.75
第17特定期間	2011年12月16日～2012年 6月15日	6.61
第18特定期間	2012年 6月16日～2012年12月17日	12.68
第19特定期間	2012年12月18日～2013年 6月17日	17.81
第20特定期間	2013年 6月18日～2013年12月16日	8.47
第21特定期間	2013年12月17日～2014年 6月16日	6.24

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第2特定期間	2004年 6月16日～2004年12月15日	5,578,977,765	2,810,347,863
第3特定期間	2004年12月16日～2005年 6月15日	4,492,328,675	1,779,328,588
第4特定期間	2005年 6月16日～2005年12月15日	5,386,290,207	4,102,089,292
第5特定期間	2005年12月16日～2006年 6月15日	10,216,268,700	1,529,393,038
第6特定期間	2006年 6月16日～2006年12月15日	16,217,615,593	2,451,083,787
第7特定期間	2006年12月16日～2007年 6月15日	10,725,576,411	6,102,789,316
第8特定期間	2007年 6月16日～2007年12月17日	3,137,572,190	2,946,437,457
第9特定期間	2007年12月18日～2008年 6月16日	1,549,276,822	2,371,413,552
第10特定期間	2008年 6月17日～2008年12月15日	1,003,414,638	3,196,492,633
第11特定期間	2008年12月16日～2009年 6月15日	770,846,513	1,436,706,981
第12特定期間	2009年 6月16日～2009年12月15日	1,181,921,924	1,860,891,075
第13特定期間	2009年12月16日～2010年 6月15日	623,046,207	3,014,618,160
第14特定期間	2010年 6月16日～2010年12月15日	529,350,038	3,121,479,167
第15特定期間	2010年12月16日～2011年 6月15日	587,409,019	3,640,128,021
第16特定期間	2011年 6月16日～2011年12月15日	429,744,670	4,024,505,293
第17特定期間	2011年12月16日～2012年 6月15日	407,457,659	2,951,951,605
第18特定期間	2012年 6月16日～2012年12月17日	426,182,529	3,800,256,322
第19特定期間	2012年12月18日～2013年 6月17日	252,601,541	3,349,329,422
第20特定期間	2013年 6月18日～2013年12月16日	204,899,779	2,654,105,223
第21特定期間	2013年12月17日～2014年 6月16日	157,012,780	1,864,667,812

（参考）

高金利先進国債券マザーファンド

以下の運用状況は2014年 6月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	71,248,673,179	14.61
	フィンランド	4,221,868,254	0.87
	イギリス	66,848,066,625	13.71
	ノルウェー	52,971,480,352	10.86
	オーストラリア	2,232,164,475	0.46

	ニュージーランド	27,545,567,745	5.65
	小計	225,067,820,630	46.14
地方債証券	カナダ	25,820,669,708	5.29
	オーストラリア	58,321,236,917	11.96
	ニュージーランド	14,894,460,894	3.05
	小計	99,036,367,519	20.31
特殊債券	カナダ	2,528,589,910	0.52
	ドイツ	48,776,347,430	10.00
	オランダ	31,654,125,643	6.49
	イギリス	2,552,148,508	0.52
	ノルウェー	10,952,985,307	2.25
	デンマーク	7,824,132,034	1.60
	オーストラリア	6,145,542,943	1.26
	国際機関	39,677,790,841	8.13
	小計	150,111,662,616	30.78
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		13,525,985,159	2.77
合計（純資産総額）		487,741,835,924	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREASURY CRP	150,000,000	11,858.63	17,787,954,150	12,976.57	19,464,868,503	2.750	2025/11/20	3.99
ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND INDEX LINKED	223,000,000	8,714.61	19,433,583,645	8,648.77	19,286,765,351	2.000	2025/9/20	3.95
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	975,000,000	1,778.36	17,339,022,590	1,784.25	17,396,461,875	4.250	2017/5/19	3.57
オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY CORP	167,000,000	9,808.38	16,379,997,922	9,498.35	15,862,256,402	7.125	2017/9/18	3.25
アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B	150,000,000	9,813.39	14,720,097,731	10,371.44	15,557,166,114	0.125	2023/1/15	3.19
イギリス	国債証券	UK TREASURY	85,000,000	16,510.71	14,034,111,217	16,794.25	14,275,119,096	3.250	2044/1/22	2.93
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	750,000,000	1,810.85	13,581,405,846	1,831.31	13,734,828,405	3.750	2021/5/25	2.82
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	650,000,000	1,849.69	12,022,988,852	1,867.36	12,137,868,249	4.500	2019/5/22	2.49
イギリス	国債証券	UK TREASURY	70,000,000	16,428.77	11,500,144,499	16,722.20	11,705,545,025	2.250	2023/9/7	2.40
カナダ	地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF	110,000,000	9,336.86	10,270,549,318	9,598.02	10,557,830,520	2.000	2022/10/23	2.16
イギリス	国債証券	UK TREASURY	50,000,000	20,543.31	10,271,657,629	20,845.87	10,422,935,888	5.000	2025/3/7	2.14
イギリス	国債証券	UK TREASURY	60,000,000	15,966.96	9,580,179,533	16,293.79	9,776,278,927	1.750	2022/9/7	2.00
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	95,000,000	10,144.27	9,637,059,360	10,129.66	9,623,181,750	0.375	2016/4/30	1.97
ドイツ	特殊債券	LANDWIRTSCH. RENTENBANK	95,000,000	9,026.77	8,575,439,691	9,644.26	9,162,054,648	4.250	2023/1/24	1.88

ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	550,000,000	1,518.67	8,352,700,000	1,607.02	8,838,645,200	2.000	2023/5/24	1.81
カナダ	地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF	82,000,000	10,513.12	8,620,765,306	10,436.39	8,557,846,856	2.100	2016/5/18	1.75
オランダ	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	80,000,000	10,703.57	8,562,857,151	10,333.58	8,266,864,637	9.500	2018/2/8	1.69
デンマーク	特殊債券	KOMMUNEKREDIT	83,000,000	9,642.49	8,003,272,862	9,426.66	7,824,132,034	9.500	2015/8/24	1.60
ニュージーランド	地方債証券	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	85,000,000	9,042.06	7,685,755,748	8,962.45	7,618,086,945	5.000	2019/3/15	1.56
ドイツ	特殊債券	LANDWIRTSCH. RENTENBANK	80,000,000	9,643.45	7,714,766,640	9,433.49	7,546,798,398	7.000	2017/5/10	1.55
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,000,000	10,133.79	7,093,659,012	10,149.46	7,104,623,312	0.375	2016/1/31	1.46
オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY CORP	62,500,000	9,634.02	6,021,263,062	10,072.31	6,295,198,844	4.750	2025/7/21	1.29
オーストラリア	特殊債券	EXPORT FIN & INS CORP	65,000,000	8,978.08	5,835,757,655	9,454.68	6,145,542,943	4.280	2026/2/12	1.26
アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B	50,000,000	10,060.01	5,030,006,455	11,287.22	5,643,612,290	1.375	2044/2/15	1.16
オランダ	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	60,000,000	9,875.67	5,925,402,000	9,286.54	5,571,927,749	10.500	2015/3/7	1.14
オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY CORP	50,000,000	10,626.56	5,313,280,975	10,934.75	5,467,375,000	6.250	2020/2/21	1.12
オランダ	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	60,000,000	8,691.47	5,214,887,580	8,755.10	5,253,061,048	4.125	2018/3/5	1.08
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	10,149.65	5,074,829,921	10,349.80	5,174,903,125	2.750	2024/2/15	1.06
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	10,115.01	5,057,507,656	10,125.70	5,062,852,812	0.375	2016/5/31	1.04
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	10,119.76	5,059,883,282	10,116.99	5,058,497,500	1.375	2018/9/30	1.04

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	46.14
地方債証券	20.31
特殊債券	30.78
合計	97.23

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

日本高配当利回り株式マザーファンド

以下の運用状況は2014年 6月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	5,637,763,900	96.89
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		181,041,667	3.11
合計(純資産総額)		5,818,805,567	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	909,000	496.95	451,727,550	592.00	538,128,000	9.25
日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	756,000	408.97	309,181,320	426.00	322,056,000	5.53
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	417,600	621.55	259,559,280	621.00	259,329,600	4.46
日本	株式	東北電力	電気・ガス業	202,400	1,207.00	244,296,800	1,189.00	240,653,600	4.14
日本	株式	電源開発	電気・ガス業	59,200	3,060.18	181,162,656	3,290.00	194,768,000	3.35
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	42,700	4,887.78	208,708,206	4,244.00	181,218,800	3.11
日本	株式	中国電力	電気・ガス業	128,500	1,488.63	191,288,955	1,382.00	177,587,000	3.05
日本	株式	東邦瓦斯	電気・ガス業	270,000	481.99	130,137,300	557.00	150,390,000	2.58
日本	株式	北陸電力	電気・ガス業	107,900	1,318.86	142,304,994	1,343.00	144,909,700	2.49
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	20,300	5,530.78	112,274,834	6,318.00	128,255,400	2.20
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	587,300	210.63	123,704,769	208.00	122,158,400	2.10
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	27,100	3,440.28	93,231,611	3,693.00	100,080,300	1.72
日本	株式	KDDI	情報・通信業	15,700	6,217.13	97,608,941	6,179.00	97,010,300	1.67
日本	株式	キヤノン	電気機器	28,900	3,240.65	93,654,849	3,296.00	95,254,400	1.64
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	11,100	7,982.78	88,608,900	7,979.00	88,566,900	1.52
日本	株式	西部瓦斯	電気・ガス業	311,000	242.02	75,268,220	266.00	82,726,000	1.42
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	17,600	4,975.94	87,576,544	4,699.00	82,702,400	1.42
日本	株式	三菱商事	卸売業	39,100	1,944.50	76,030,056	2,107.00	82,383,700	1.42
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	59,800	1,174.48	70,233,904	1,331.00	79,593,800	1.37
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	18,500	3,904.46	72,232,588	4,268.00	78,958,000	1.36
日本	株式	静岡瓦斯	電気・ガス業	113,300	601.58	68,159,014	695.00	78,743,500	1.35
日本	株式	沖縄電力	電気・ガス業	20,800	3,295.27	68,541,616	3,615.00	75,192,000	1.29
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	70,900	879.22	62,336,698	961.00	68,134,900	1.17
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	19,900	3,202.15	63,722,882	3,332.00	66,306,800	1.14

日本	株式	大和証券グループ本社	証券、商品先物取引業	73,000	927.48	67,706,040	877.00	64,021,000	1.10
日本	株式	北海道瓦斯	電気・ガス業	220,000	270.46	59,501,200	285.00	62,700,000	1.08
日本	株式	信越化学工業	化学	9,800	5,883.10	57,654,444	6,158.00	60,348,400	1.04
日本	株式	花王	化学	15,100	3,510.11	53,002,714	3,987.00	60,203,700	1.03
日本	株式	M S & A D インシュアランスグループホールディングス	保険業	23,500	2,525.12	59,340,320	2,447.00	57,504,500	0.99
日本	株式	三井物産	卸売業	33,700	1,415.19	47,691,903	1,624.00	54,728,800	0.94

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.14
		建設業	1.87
		食料品	2.64
		繊維製品	0.43
		パルプ・紙	0.69
		化学	4.87
		医薬品	5.16
		石油・石炭製品	0.43
		ゴム製品	0.01
		ガラス・土石製品	1.76
		非鉄金属	0.46
		金属製品	0.03
		機械	1.14
		電気機器	5.04
		輸送用機器	1.68
		精密機器	0.60
		その他製品	1.76
		電気・ガス業	35.54
		陸運業	1.79
		倉庫・運輸関連業	0.53
		情報・通信業	5.57
		卸売業	3.34
		小売業	2.44
		銀行業	11.16
		証券、商品先物取引業	1.61
		保険業	3.06
その他金融業	1.37		
不動産業	0.95		
サービス業	0.80		
合計			96.89

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

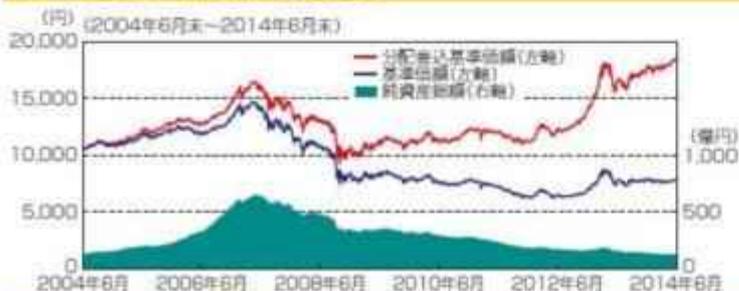
該当事項はありません。

参考情報

運用実績

2014年6月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額……………7,788円

純資産総額……………123.40億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金込基準価額は、2004年6月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※分配金込基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2014年2月	2014年3月	2014年4月	2014年5月	2014年6月	直近1年間累計	設定来累計
70円	70円	70円	70円	70円	840円	7,542円

主要な資産の状況

<資産構成比>

	組入比率
不動産投資(A)	33.9%
債券等	54.7%
(Nikko GNMA Fund)(B)	(30.3%)
(高金利先進国債券マザーファンド)(C)	(24.5%)
株式(日本高配当利回り株式マザーファンド)(D)	8.5%
現金その他	2.9%

※組入比率は、純資産総額に対する比率です。
 ※各数値は、組み入れている投資信託証券をベースとしています。

不動産投資(A)

<不動産投資組入上位銘柄>

銘柄	比率
1 日本ビルファンド投資法人 投資証券	3.2%
2 ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	2.7%
3 日本リートファンド投資法人 投資証券	2.0%
4 オリックス不動産投資法人 投資証券	1.6%
5 ユナイテッドアーバン投資法人 投資証券	1.5%

※比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

株式(D)

<株式組入上位銘柄>

銘柄	業種	比率
1 東京瓦斯	電気・ガス業	9.2%
2 大阪瓦斯	電気・ガス業	5.5%
3 三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	4.5%
4 東北電力	電気・ガス業	4.1%
5 電源開発	電気・ガス業	3.3%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

ジニーメイ・バス・スルー証券(B)

<利回り等>

平均クーポン	4.23%
平均直接利回り	4.00%
平均最終利回り	2.58%
平均デュレーション	5.3年
平均残存期間	6.4年

<証券格付別構成比率>

Aaa	100.0%
Aa	0.0%
A以下	0.0%
無格付	0.0%

※格付は、ムーディーズ社によるものを原則としています。

<証券国別投資比率>

国名	比率
米国	100.0%

※ウエリントンマネー・カンパニー・エルエルピーより提供された情報です。
 ※上表は債券証券について加重平均したものです。
 ※直接利回りは、証券の時価総額に対する1年間に受取る利息の割合を表したものです。
 ※最終利回りは、証券を満期まで保有した場合の利回りです。
 ※各利回りは、再取得される期待利回りを示すものではありません。
 ※「証券国別投資比率」「証券格付別構成比率」は、Nikko GNMA Fundの組入証券評価額に対する比率です。

債券 高金利先進国債券(C)

<債券国別投資比率>

国名	比率	国名	比率
1 アメリカ	26.9%	4 イギリス	16.7%
2 ニュージーランド	25.4%	5 ノルウェー	14.2%
3 オーストラリア	16.8%		

<債券組入上位銘柄>

銘柄	クーポン	償還日	比率
1 NEW S WALES TREASURY CORP	2.750%	2025/11/20	4.0%
2 NEW ZEALAND INDEX LINKED	2.000%	2025/9/20	4.0%
3 NORWEGIAN GOVERNMENT	4.250%	2017/5/19	3.6%
4 QUEENSLAND TREASURY CORP	7.125%	2017/9/18	3.3%
5 TSY INFL IX N/B	0.125%	2023/1/15	3.2%

※「債券国別投資比率」は、マザーファンドの組入債券評価額に対する比率です。
 ※「債券組入上位銘柄」は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2014年は、2014年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、収益分配金を再投資せず、お客さまの指定口座に入金の取扱いを希望される場合、別途、販売会社との間で「定期引出契約」を結んでいただきます。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ケイマンの銀行休業日

(6) 申込制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、月毎の申込総額が運用上の支障をきたす額に達する見込みとなった場合や、1日・1件当たり1億円を上回る大口の申込みには、委託会社の申出により受付制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。な

お、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ケイマンの銀行休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、1日・1件当たり1億円を上回る大口の解約には、委託会社の申出により受付時間制限などの受付制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

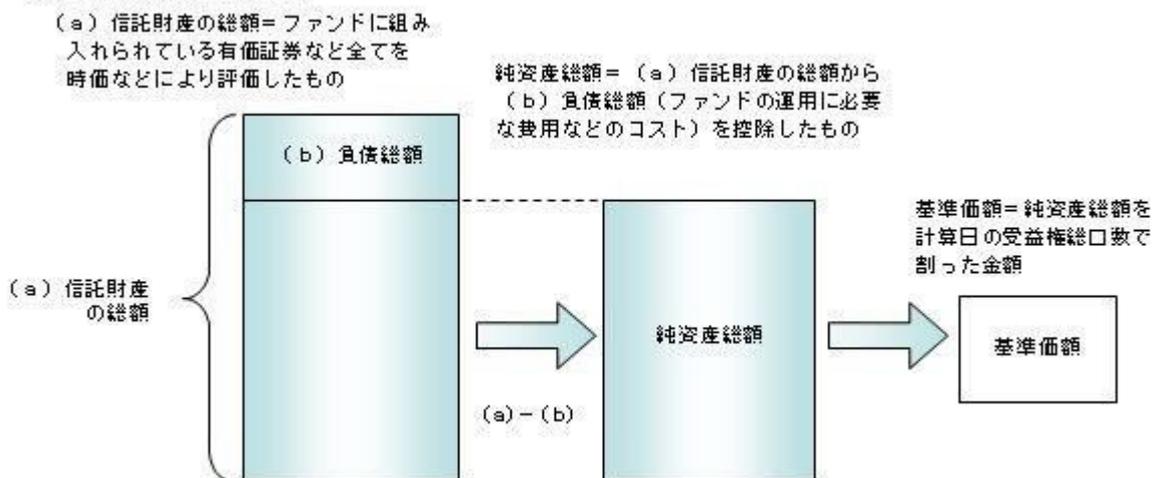
(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >



有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（平成15年12月18日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回るようになった場合
 - 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

八) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

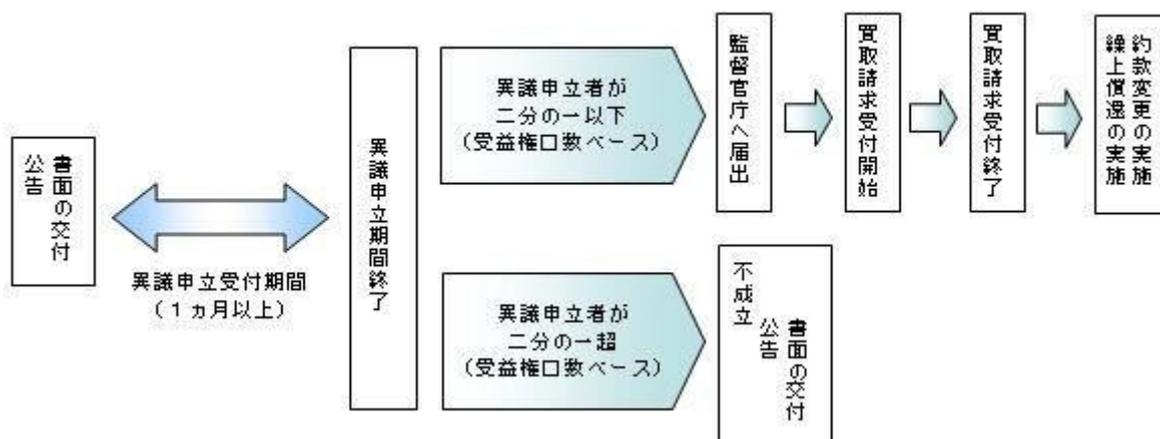
信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、年2回（6月、12月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知っている受益者に対して交付されます。

上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

- ・委託会社は、年2回（6月、12月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成25年12月17日から平成26年6月16日までの特定期間の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成25年12月16日現在	当期 平成26年 6月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	357,318,650	247,865,718
投資信託受益証券	3,753,680,852	3,740,689,715
投資証券	5,076,854,700	4,394,129,100
親投資信託受益証券	4,485,719,482	4,072,668,787
未収入金	60,000,000	-
未収配当金	26,685,448	18,888,540
未収利息	610	367
流動資産合計	13,760,259,742	12,474,242,227
資産合計	13,760,259,742	12,474,242,227
負債の部		
流動負債		
未払金	9,672,000	-
未払収益分配金	124,049,874	112,096,288
未払解約金	60,408,076	11,510,255
未払受託者報酬	677,515	660,534
未払委託者報酬	11,801,684	11,118,901
その他未払費用	61,137	56,060
流動負債合計	206,670,286	135,442,038
負債合計	206,670,286	135,442,038
純資産の部		
元本等		
元本	17,721,410,575	16,013,755,543
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,167,821,119	3,674,955,354
（分配準備積立金）	17,404	2,108
元本等合計	13,553,589,456	12,338,800,189
純資産合計	13,553,589,456	12,338,800,189
負債純資産合計	13,760,259,742	12,474,242,227

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自	平成25年 6月18日 平成25年12月16日	自	平成25年12月17日 平成26年 6月16日
営業収益				
受取配当金		144,736,019		103,389,486
受取利息		63,145		57,098
有価証券売買等損益		1,148,480,517		757,513,727
その他収益		9		-
営業収益合計		1,293,279,690		860,960,311
営業費用				
受託者報酬		4,084,558		3,785,165
委託者報酬		71,852,833		64,351,007
その他費用		372,028		329,824
営業費用合計		76,309,419		68,465,996
営業利益又は営業損失（ ）		1,216,970,271		792,494,315
経常利益又は経常損失（ ）		1,216,970,271		792,494,315
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,216,970,271		792,494,315
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,148,473		8,048,778
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		5,167,894,922		4,167,821,119
剰余金増加額又は欠損金減少額		622,534,971		440,346,241
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		622,534,971		440,346,241
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		48,804,597		37,025,894
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		48,804,597		37,025,894
分配金		789,478,369		694,900,119
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		4,167,821,119		3,674,955,354

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>当ファンドの計算期間は原則として、毎月16日から翌月15日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当特定期間は平成25年12月17日から平成26年 6月16日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

		前期 平成25年12月16日現在	当期 平成26年 6月16日現在
1.	期首元本額	20,170,616,019円	17,721,410,575円
	期中追加設定元本額	204,899,779円	157,012,780円
	期中一部解約元本額	2,654,105,223円	1,864,667,812円
2.	受益権の総数	17,721,410,575口	16,013,755,543口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	4,167,821,119円	3,674,955,354円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期
自 平成25年 6月18日	自 平成25年12月17日
至 平成25年12月16日	至 平成26年 6月16日

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	4,237,605円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	3,924,362円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
自 平成25年 6月18日		自 平成25年12月17日	
至 平成25年 7月16日		至 平成26年 1月15日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	50,262,376円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	34,980,597円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	2,951,421,270円	C 信託約款に定める収益調整金	1,983,895,247円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	48,256円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	47,221円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	3,001,731,902円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	2,018,923,065円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,506円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,183円
G 分配金額	139,457,264円	G 分配金額	119,377,596円
H 分配金額(1万口当たり)	70円	H 分配金額(1万口当たり)	70円
自 平成25年 7月17日		自 平成26年 1月16日	
至 平成25年 8月15日		至 平成26年 2月17日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	20,888,379円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	18,576,005円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	2,758,852,596円	C 信託約款に定める収益調整金	1,876,823,557円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	626,557円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	31,277円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	2,780,367,532円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	1,895,430,839円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,447円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,124円
G 分配金額	134,418,155円	G 分配金額	117,950,104円
H 分配金額(1万口当たり)	70円	H 分配金額(1万口当たり)	70円
自 平成25年 8月16日		自 平成26年 2月18日	
至 平成25年 9月17日		至 平成26年 3月17日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	40,618,341円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	21,947,514円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	2,611,254,862円	C 信託約款に定める収益調整金	1,759,099,649円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	158,866円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	42,538円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	2,652,032,069円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	1,781,089,701円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,399円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,068円
G 分配金額	132,655,414円	G 分配金額	116,730,285円
H 分配金額(1万口当たり)	70円	H 分配金額(1万口当たり)	70円
自 平成25年 9月18日		自 平成26年 3月18日	
至 平成25年10月15日		至 平成26年 4月15日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	37,956,597円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	28,016,266円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円

C	信託約款に定める収益調整金	2,480,913,352円	C	信託約款に定める収益調整金	1,639,858,531円
D	信託約款に定める分配準備積立金	41,160円	D	信託約款に定める分配準備積立金	117,895円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	2,518,911,109円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	1,667,992,692円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,349円	F	分配対象収益(1万口当たり)	1,015円
G	分配金額	130,630,362円	G	分配金額	115,012,187円
H	分配金額(1万口当たり)	70円	H	分配金額(1万口当たり)	70円
	自 平成25年10月16日 至 平成25年11月15日			自 平成26年 4月16日 至 平成26年 5月15日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	23,615,126円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	15,582,228円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	2,345,084,006円	C	信託約款に定める収益調整金	1,535,718,626円
D	信託約款に定める分配準備積立金	36,205円	D	信託約款に定める分配準備積立金	12,379円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	2,368,735,337円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	1,551,313,233円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,292円	F	分配対象収益(1万口当たり)	954円
G	分配金額	128,267,300円	G	分配金額	113,733,659円
H	分配金額(1万口当たり)	70円	H	分配金額(1万口当たり)	70円
	自 平成25年11月16日 至 平成25年12月16日			自 平成26年 5月16日 至 平成26年 6月16日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	18,672,137円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	21,404,882円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	2,166,797,629円	C	信託約款に定める収益調整金	1,416,877,294円
D	信託約款に定める分配準備積立金	129,962円	D	信託約款に定める分配準備積立金	55,658円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	2,185,599,728円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	1,438,337,834円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,233円	F	分配対象収益(1万口当たり)	898円
G	分配金額	124,049,874円	G	分配金額	112,096,288円
H	分配金額(1万口当たり)	70円	H	分配金額(1万口当たり)	70円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成25年 6月18日 至 平成25年12月16日	当期 自 平成25年12月17日 至 平成26年 6月16日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成25年12月16日現在	当期 平成26年 6月16日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期（平成25年12月16日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	83,119,057
投資証券	133,471,828
親投資信託受益証券	38,555,458
合計	11,797,313

当期（平成26年 6月16日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	8,638,175
投資証券	148,552,074
親投資信託受益証券	50,560,888
合計	207,751,137

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成25年12月16日現在		当期 平成26年 6月16日現在	
1口当たり純資産額	0.7648円	1口当たり純資産額	0.7705円
(1万口当たり純資産額)	(7,648円)	(1万口当たり純資産額)	(7,705円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Nikko GNMA Fund	3,599,239,599	3,740,689,715	
投資信託受益証券 合計		3,599,239,599	3,740,689,715	
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	260	97,890,000	
	M I Dリート投資法人 投資証券	100	23,730,000	
	森ヒルズリート投資法人 投資証券	1,300	177,970,000	
	野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	86	47,128,000	
	産業ファンド投資法人 投資証券	80	73,280,000	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	150	64,725,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	650	163,345,000	
	ケネディクス・レジデンシャル投資法人 投資証券	700	157,990,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	130	110,890,000	
	G L P投資法人 投資証券	1,160	129,108,000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	120	89,400,000	
	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	760	175,028,000	
	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	910	108,654,000	
	星野リゾート・リート投資法人 投資証券	45	35,325,000	
	イオンリート投資法人 投資証券	690	90,666,000	
	ヒューリックリート投資法人 投資証券	550	82,280,000	
	日本リート投資法人 投資証券	95	24,177,500	
	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 投資証券	144	15,091,200	
	日本ビルファンド投資法人 投資証券	660	386,100,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	558	324,198,000	
	日本リテールファンド投資法人 投資証券	1,260	282,996,000	
	オリックス不動産投資法人 投資証券	1,560	215,748,000	
	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	390	141,375,000	
	プレミア投資法人 投資証券	20	7,820,000	
	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	200	28,120,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	30	8,805,000	
野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	130	62,010,000		
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	1,140	182,742,000		
インヴィンシブル投資法人 投資証券	860	19,814,400		
フロンティア不動産投資法人 投資証券	270	150,930,000		

平和不動産リート投資法人 投資証券	400	33,280,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	400	95,040,000	
福岡リート投資法人 投資証券	350	59,150,000	
ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	200	104,800,000	
積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人 投資証券	450	44,640,000	
いちご不動産投資法人 投資証券	1,260	78,750,000	
大和証券オフィス投資法人 投資証券	220	111,980,000	
阪急リート投資法人 投資証券	18	9,792,000	
スタートプロシード投資法人 投資証券	80	13,536,000	
トップリート投資法人 投資証券	10	4,595,000	
大和ハウス・レジデンシャル投資法人 投資証券	40	18,100,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	1,700	87,890,000	
日本賃貸住宅投資法人 投資証券	1,500	95,850,000	
ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	1,150	159,390,000	
投資証券 合計	22,786	4,394,129,100	
親投資信託受益証券	高金利先進国債券マザーファンド	1,459,550,800	3,017,037,458
	日本高配当利回り株式マザーファンド	751,285,552	1,055,631,329
親投資信託受益証券 合計	2,210,836,352	4,072,668,787	
合計	5,810,098,737	12,207,487,602	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「Nikko GNMA Fund」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「高金利先進国債券マザーファンド」「日本高配当利回り株式マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

Nikko GNMA Fund

同投資信託はケイマン籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同投資信託は、計算期間(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「財政状態計算書」およびそれに続く「包括利益計算書」などは、委託会社が同投資信託の管理会社から入手した平成25年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

NIKKO GNMA Fund (ニッコー・ジニーメイ・ファンド)

財政状態計算書

2013年12月31日現在

(日本円で表示)

	2013年 日本円
資産	
損益を通じて公正価値評価される金融資産	3,687,502,569
現金および現金同等物	2,198,615,785
先物契約担保として差し入れている現金	1,935,533
ブローカーからの未収金	150,133,889
未収利息	88,626
資産合計	6,038,276,402
負債	
ブローカーへの未払金	2,339,393,086
未払費用	12,279,849
未払変動証拠金	1,775,292
負債合計	2,353,448,227
買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産	3,684,828,175
1口当たり純資産価額 - 発行済受益証券3,549,722,228口の1口当たり発行および買戻価格	1.04

添付の注記参照

NIKKO GNMA Fund (ニッコー・ジニーメイ・ファンド)

包括利益計算書

2013年12月31日に終了した会計期間

(日本円で表示)

	2013年 日本円
収入	
損益を通じて公正価値評価される金融資産に係る実現純利益	515,590,918
外貨建取引に係る実現純損失	(13,681,894)
為替先渡契約に係る実現純損失	6,218,472
損益を通じて公正価値評価される金融資産に係る未実現利益の純変動額	239,968,081

外貨建取引に係る未実現純(損)益の純変動額	20,444,558
純益合計	768,540,135
費用	
保管、管理報酬	14,491,678
投資顧問報酬	14,355,913
専門家報酬	3,914,810
受託会社報酬	3,599,995
登録機関報酬	2,940,075
運用報酬	2,050,833
その他の報酬	602,648
先物契約に係る手数料	279,340
費用合計	42,235,292
包括利益合計	726,304,843

添付の注記参照

NIKKO GNMA Fund (ニッコー・ジニーメイ・ファンド)

財務諸表に対する注記

2013年12月31日に終了した会計期間

2. 重要な会計方針の要約

これらの財務書類の作成に際して適用された重要な会計方針を以下に示す。これらの方針は、別段の記載ない限り、表示されているすべての年に対して一貫して適用されている。

作成基準

Nikko GNMA Fund (ニッコー・ジニーメイ・ファンド。以下「ファンド」という。)の財務書類は国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成されている。財務書類は取得原価主義に基づいて作成されており、損益を通じて公正価値評価される金融資産(デリバティブを含む)を再評価することにより、修正される。

IFRSに準拠した財務書類の作成に際し、一定の重要な会計上の見積りを使用することが要求されている。また受託会社には、ファンドの会計方針を適用する過程で自ら判断を行うことが要求されている。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もある。

以下は、重要な会計方針の要約である。

a) 新たな会計基準および既存の基準に対する修正

(1) 以下の新しい基準や解釈が実施され、ファンドが適用している。

IFRS第7号「開示 - 金融資産および金融負債の相殺」に対する修正は、当該事業体の財政状態に対する、認識された金融資産および認識された金融負債に伴う相殺の権利を含むネットティング・アレンジメントの影響または潜在的な影響について、財務書類の利用者が評価できるようにするために追加開示を求めている。この修正はファンドの財政状態または業績には影響を与えていないが、財務書類の注記における追加開示につながった。

(2) 以下の新しい基準や解釈はまだ実施されていないが、ファンドが早期適用した。

IAS第32号「金融資産および金融負債の相殺」に対する修正は2014年1月1日以降の年度から実施され、ファンドが早期適用した。これらの修正はIAS第32号の相殺基準を明確にし、適用に際しての不整合に対処している。これは、「現在、法的に執行可能な相殺権を有する」ことおよび一部のグロス決済システムはネット決済に相当すると見なされる場合があるということの意味の明確化を含む。

(3) 以下の新しい基準や解釈はまだ実施されておらず、ファンドは適用していない。

IFRS第9号「金融商品」は2015年1月1日以降に始まる年度に実施され、事業体が一部のハイブリッド契約を含む金融資産および負債を分類および測定する方法を規定している。この基準はIAS第39号の要件と比較して金融資産の分類および測定へのアプローチを単純化している。金融負債の分類および測定に関するIAS第39号の要件の大半はそのまま繰り越された。この基準は金融資産の分類に一貫したアプローチを適用し、IAS第39号の多数の金融資産区分(区分ごとに分類基準があった)に取って代わるものである。ファンドは引き続き金融資産および金融負債(買建と売建の両方)を、損益を通じて公正価値評価されるものとして分類すると予想されているため、この基準がファンドの財政状態または業績に重大な影響を与えるとは予想されない。

まだ実施されていないその他の基準、解釈または既存の基準に対する修正で、ファンドに重大な影響を与えることが予想されるものは存在しない。

b) 損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債

(1) 分類

ファンドは、債券および関連するデリバティブへの投資を、「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債」に分類している。かかる投資商品およびデリバティブは、損益を通じて公正価値評価される金融資産の下位区分の売買目的保有に指定される。

金融資産は、主に短期間に売却、買戻しを行う目的で取得または発生させた場合に売買目的と分類される。またデリバティブについても売買目的の金融資産もしくは金融負債に分類される。ファンドは、いかなるデリバティブもヘッジ目的の金融資産もしくは金融負債として分類しない。

(2) 認識、認識の中止、測定

投資における通常売買取引は、約定日に認識される。約定日とは投資対象の売買契約を行った日を指す。「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債」は、当初公正価値にて認識される。

投資対象からのキャッシュフローを受け取る権利が消滅した時、または資産の所有に伴うすべてのリスクおよび便益を実質的に移転した時に、金融資産は認識を中止される。

当初から「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債」として認識されたすべての金融資産および金融負債は、それ以降も損益を通じて公正価値評価される。「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債」の公正価値の変動による損益は、その変動が発生した期の「損益を通じて公正価値評価される金融資産に係る未実現利益の純変動額」として、包括利益計算書の中で表示される。

(3) 見積公正価値

公正価値とは、測定日において市場参加者の間の秩序ある取引において資産を売却した場合に受領し、負債を移転する場合に支払うであろう価格である。活発な市場で取引される金融商品の公正価値(公開市場で取引されるデリバティブおよび売買目的有価証券等)は財務報告日における市場価格に基づく。ファンドの公正価値評価のためのインプットは、最終取引価格が売買スプレッドの間に入る場合には金融資産および金融負債の両方について最終取引市場価格を使用する。最終取引価格が売買

スプレッドの間に入らない状況では、公正価値を最もよく代表している売買スプレッドの中の値を経営陣が決定する。

活発な市場で取引されていない金融商品の公正価値(店頭デリバティブや手動で価格が入力される証券等)は、適用される評価方法により決定される。ファンドはさまざまな手法を用い、財務報告日における市況に基づき推定値を計算する。使用される評価方法には、直近の比較可能な独立第三者取引、ディスカウント・キャッシュフロー分析、価格決定モデル、および市場参加者に一般的に使用されている他の評価方法などが含まれる。

c) 金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利が存在し、かつ、差額決済を行う意思がある場合、または資産の換金および負債の決済を同時に行う場合、金融資産および金融負債は相殺され、純額が財政状態計算書に計上される。

d) ブローカーからの未収金およびブローカーへの未払金

ブローカーからの未収金およびブローカーへの未払金とは、それぞれ財務報告日において約定はされているが、決済もしくは受け渡しが未済の有価証券売却に係る未収金および有価証券購入に係る未払金をいう。これらの額は、当初は公正価値によって認識され、その後は償却原価から、ブローカーからの未収金に係る減損に対する引当金を差し引いた金額にて認識される。ブローカーからの未収金に係る減損に対する引当金は、対象ブローカーからの未収金を、ファンドが全額回収することが不可能であるという客観的な証拠がある場合に計上される。ブローカーが重大な財政的困難に陥っている、倒産もしくは財政的な会社整理の可能性があり、および債務不履行などの要因が見られる場合、ファンドが未収金の減損を引き当てる指標となる。金融資産もしくはその他同等資産の減損が計上された場合、受取利息は、将来のキャッシュフローの減損を評価するために使用された利率を適用して認識される。

e) 未払費用

ファンドに直接帰属する費用は、発生主義で計上される。

f) 買戻可能受益証券

ファンドは買戻可能受益証券を発行する。この買戻可能受益証券は買戻可能受益証券の受益者の選択権により買い戻され、資本として分類される。買戻可能受益証券の条件が変更されてIAS第32号の修正に含まれる厳密な基準に準拠しなくなった場合、買戻可能受益証券は、当該商品が基準を満たさなくなった日から金融負債に再分類する。当該金融負債は、再分類の日に当該商品の公正価値で測定されることになる。当該株式商品の簿価と再分類の日の負債の公正価値との間の差異は、資本として認識されることになる。

買戻可能受益証券は、任意の時点において、ファンドの純資産価額に対する比例持分に相当する現金との交換によってファンドに戻すことができる。買戻可能受益証券の受益者が買戻可能受益証券をファンドに戻す権利を行使した場合、買戻可能受益証券は買戻金額で計上され財務報告日に支払われる。

買戻しは、買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産および受益証券1口当たり純資産価額を用いて実行される。受益証券1口当たり純資産価額は、評価日の入手可能な最終取引価格に基づいて評価された金融資産および金融負債に基づいている。買戻可能受益証券の発行および買戻しは、買戻可能受益証券の受益者の選択によって、発行または買戻しの時点におけるファンドの受益証券1口当たり純資産価額に基づいた価格で行われる。ファンドの受益証券1口当たり純資産価額は、買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産合計額を買戻可能受益証券の発行済総数で除すことによって計算される。

g) 外貨建取引

(1) 機能通貨および報告通貨

ファンドの主要な活動は、米ドル建てのGNMAモーゲージ担保パス・スルー証券への投資である。しかし、ファンドの受益証券の購入および買戻しにおける通貨は、日本円である。ファンドのパフォーマンスの評価および投資家への報告は日本円にて行われる。受託会社は、裏付けとなる取引、事象および状況による経済効果を最も正確に表示する通貨は日本円であるとしている。財務書類はファンドの機能通貨および報告通貨である日本円にて表示されている。

(2) 取引および残高

外貨建取引は、取引日の一般的な為替レートにて機能通貨に換算される。外貨建資産および負債は、財務報告日における一般的な為替レートを用いて機能通貨に換算される。

換算から生じる為替損益は、包括利益計算書に含まれる。

損益を通じて公正価値計上される金融資産および負債に係る為替損益は、包括利益計算書の中で、「損益を通じて公正価値評価される金融資産に係る未実現利益の純変動額」として表示される。

h) 現金および現金同等物

現金および現金同等物とは、手元現金およびその他当初の満期が3カ月未満の流動性の高い投資商品（一部のレポ取引を含む）である。

現金および現金同等物にはオーバーナイトのレポ取引2,186,184,052円（2012年度：2,101,099,549円）が含まれる。これらは注記4に開示されている。

i) 委託手数料

売買委託手数料は証券の取引価格に加えられる追加費用を表す。この費用は費用として包括利益計算書に含まれる。

j) 分配

信託約款に基づく買戻可能受益証券の受益者に対する分配は、分配落ち日に計上され、毎月後払いで支払われる。分配はファンドの純投資収益から支払われ、受託会社は、マネージャーと協議した上で、分配のための実現純キャピタルゲインの支払いを承認する。分配金は未払金として財政状態計算書に計上される。分配は分配期間最終日の翌月の5暦日目に当たる日に毎月公表される。分配は買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産の減少として計上される。

k) 税金

ファンドは実質的にすべてケイマン諸島を除く国々に国籍を有する事業体の発行する有価証券に投資する。これらの外国の多くには、ファンドのような非居住者に適用可能なキャピタルゲイン課税を示唆する税法が存在する。通常、これらのキャピタルゲイン課税は自己査定ベースで決定する必要があるため、ファンドのブローカーはそのような税金を源泉徴収しない可能性がある。

外国の税法が当該国を源泉とするファンドのキャピタルゲインについて税金債務を査定することを要求する可能性が高い場合、国際会計基準（IAS）第12号「法人所得税」に従い、ファンドは、関係税務当局がすべての事実および状況を完全に把握していることを前提として、税金債務を認識する必要がある。その場合、税金債務は、報告期間末日までに制定されたまたは実質的に制定された税法および税率を用いて、関係税務当局に支払義務があると予想される金額で測定される。制定された税法が

オフショア投資ファンドに適用される方法に不確実性が存在する場合もある。そのため、最終的にファンドが税金債務を支払うか否かについて不確実性が発生する。従って、不確実な税金債務を測定する場合、経営者は支払いの可能性に影響を与え得るその時点で入手可能なすべての関係する事実および状況(関係税務当局の公式または非公式の慣行を含む)を検討する。

2013年12月31日現在、外国キャピタルゲイン課税に関して、ファンドは不確実な税金債務としてゼロ円(2012年度:ゼロ円)を測定した。これはファンドの最善の見積りであるが、見積価額が最終支払額と大幅に違う可能性がある。

l) レポ取引

ファンドはレポ取引を行っているが、これは実質的に通常は有価証券を担保とする短期の融資取引である。レポ取引は有価証券を購入して即座に現金で決済し、取引相手が一定期間後に上乗せされた価格で買い戻すことを取り決めた取引である。価格の差は、取引相手が取引期間中に使用するためにファンドから借りた現金に対する利息となる。

レポ取引の取引相手はリバース・レポ取引、すなわち一定期間後に買い戻すことを条件に有価証券を売却する取引を行う。

ファンドはレポ取引を行う際、裏付けとなる担保を占有する。取引相手が、買い戻しに際しデフォルトを起こした場合、ファンドは、当該担保証券の売却金額と当該レポ契約の買い戻価格との差額の範囲内において、損失を被る可能性がある。レポ取引は償却原価で未収金として、関連する未収利息とは区別して計上される。

m) TBA証券

売買目的保有金融資産には、TBA証券が含まれる。TBA証券は一般的に発行の1カ月から3カ月前に販売され、裏付けモーゲージ証券プールの確定は事後となるが、利息支払条件は事前に決定されている。裏付けモーゲージ証券プールの確定は決済の直前に行われ、特定の属性要件を満たす必要がある。従って、TBA証券は期末時点で満期が未知であり、満期日未定として開示される。

一般的に、TBA取引では、引き渡される実際の証券を指定せず概算の元本金額のみを含むが、引き渡される証券は、発行体、金利、裏付けモーゲージ証券プールの現在の未払元本金額など、業界ガイドラインによって定義された特定の条件を満たさなければならない。ファンドは、裏付けとなるMBSを入手するか引き渡す目的でTBA取引を行う。裏付け証券の価値が変化した場合、または取引先が契約を履行しない、もしくは発行者が政治、経済、その他の要因により証券を発行しない場合には、損失が発生する可能性がある。

n) 先物契約

先物契約は、特定量の原資産を将来の特定の日に購入もしくは売却する、または証券指数の値に基づいて現金の支払いを行うか受領する合意である。購入および売却が行われる価格はファンドが契約を締結する時に固定される。そのような契約を締結する際、ファンドは取引所の最低「初期証拠金」要件に等しい額の現金または流動的証券をブローカーに差し入れることが要求される。先物契約は毎日時価評価され、それに関連する評価益または評価損は、それぞれ未収証拠金または未払証拠金として計上される。未収証拠金および未払証拠金は、定期的に決済される。これらの毎日の評価をファンドは未実現利益または損失として計上し、包括利益計算書の中の「損益を通じて公正価値評価される金融資産に係る未実現利益の純変動額」に含める。

契約が決済された時、ファンドは契約開始時の契約の価値と決済時の価値との間の差異に等しい実現利益または損失を計上し、先物に係る純利益または純損失として報告する。ファンドは、既存のポートフォリオの証券またはファンドが購入を意図している証券について、実勢市場金利の変動または証券の値動きから生じる価値の変動をヘッジすることを目的に先物契約に投資する。先物取引の利用に

は、先物契約の価格、金利、およびヘッジ対象の原資産の動きの相関性が不完全であるというリスクを伴う。

3. 公正価値情報

ファンドは公正価値測定を、測定を行う際に用いられたインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて分類する。公正価値ヒエラルキーには、次のレベルがある。

- 活発な市場における同一の金融資産または負債に対する公表市場価格（無修正）（レベル1）
- レベル1に含まれる公表市場価格以外で、金融資産または負債に対して直接的に（つまり、市場価格として）または間接的に（つまり、市場価格から導出して）観察可能なインプット（レベル2）
- 観察可能な市場データに基づかない金融資産または負債についてのインプット（つまり、観察不能なインプット）（レベル3）

公正価値測定を分類する公正価値ヒエラルキーのレベルは、その全体としての公正価値測定に対して重要な最低レベルのインプットを基本として判定する。そのため、全体としての公正価値測定に対するインプットの重要性が評価される。公正価値測定が、観察不能なインプットに基づいた重要な修正を必要とする観察可能なインプットを使用する場合、その測定はレベル3である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の評価には、判断が要求され、当該金融資産または金融負債に固有の要因を検討する必要がある。

何が「観察可能」なものに該当するかの判定には、ファンドによる重大な判断が要求される可能性がある。ファンドは、容易に入手可能で、定期的に配布または更新され、信頼できかつ検証可能で、専有財産によるものではなく、かつ関係する市場に活発にかかわっている独立の情報源から提供されている市場データを、観察可能データと見なす。

次の表は、2013年12月31日現在および2012年12月31日現在の公正価値で測定したファンドの金融資産および負債を公正価値ヒエラルキーに従って分析したものである。

2013年12月31日現在

資産	レベル1 ¥	レベル2 ¥	レベル3 ¥	合計残高 ¥
売買目的保有金融資産				
資産担保証券	-	3,687,502,569	-	3,687,502,569
売買目的保有金融資産合計	-	-	-	-
負債				
未払変動証拠金	(1,771,800)	-	-	(1,771,800)
売買目的保有金融負債合計	(1,771,800)	-	-	(1,771,800)

2012年12月31日現在

資産	レベル1 ¥	レベル2 ¥	レベル3 ¥	合計残高 ¥
売買目的保有金融資産	-	4,270,209,886	-	4,270,209,886
売買目的保有金融資産合計	-	4,270,209,886	-	4,270,209,886
負債				
未払変動証拠金	(581,472)	-	-	(581,472)
売買目的保有金融負債合計	(581,472)	-	-	(581,472)

関連する有価証券またはデリバティブが活発に取引されており公表価格がある場合、公正価値はレベル1に分類される。レベル1に分類された金融商品がその後、活発に取引されなくなった場合、当該金融商品はレベル1から振り替えられる。その場合、その公正価値の測定に重要かつ観察不能なインプットの使用が必要な場合(その場合はレベル3に再分類される)を除き、当該金融商品はレベル1からレベル2に再分類される。

2013年12月31日および2012年12月31日に終了した会計期間において、ファンドはレベル1、レベル2、レベル3の再分類を一切行っていない。

価値が活発な市場での公表市場価格に基づき、従ってレベル1に分類される投資商品には、上場株式、取引所での取引がなされているデリバティブ、米国財務省証券、および特定の米国以外のソブリン債が含まれる。ファンドは、これらの商品の公表市場価格を修正していない。

活発と見なされない市場で取引されているが公表市場価格、ディーラー呼値、または観察可能なインプットを根拠とする代替的価格情報源に基づいて評価される金融商品は、レベル2に分類される。これには、投資適格社債、特定の米国以外のソブリン債、上場株式、および店頭デリバティブが含まれる。レベル2の投資商品には活発な市場で取引されていないおよび/または譲渡制限があるポジションが含まれるため、評価は流動性および/または譲渡不能性を反映して調整されることがあり、通常これは入手可能な市場情報に基づいて行われる。

取引の頻度が低いため、レベル3に分類される投資のインプットは重要かつ観察不能である。レベル3の商品には未上場株式および社債が含まれる。これらの証券には観察可能な価格が利用できないため、ファンドは公正価値を導出するための評価方法を使用する。

次の表は、2013年12月31日現在および2012年12月31日現在の公正価値で計上されていないが、その公正価値は開示されているファンドの金融資産および負債を公正価値ヒエラルキーに従って分析したものである。

2013年12月31日現在

資産	レベル1 ¥	レベル2 ¥	レベル3 ¥	合計残高 ¥
現金および現金同等物				
現金	12,431,733	-	-	12,431,733
レポ取引	-	2,186,184,052	-	2,186,184,052
先物契約担保として差し入れている現金	-	1,935,533	-	1,935,533
ブローカーからの未収金	-	150,133,889	-	150,133,889
未収利息	-	88,626	-	88,626
合計残高	12,431,733	2,338,342,100	-	2,350,773,833
負債				
ブローカーへの未払金	-	2,422,688,798	-	2,422,688,798
その他未払金	-	12,279,849	-	12,279,849
合計残高	-	2,434,968,647	-	2,434,968,647

2012年12月31日

資産	レベル1 ¥	レベル2 ¥	レベル3 ¥	合計残高 ¥
現金および現金同等物				
現金	4,641,459	-	-	4,641,459
レポ取引	-	2,101,099,549	-	2,101,099,549

先物契約担保として差し入れている現金

る現金	-	1,296,332	-	1,296,332
ブローカーからの未収金	-	376,512,026	-	376,512,026
未収利息	-	84,147	-	84,147
合計残高	4,641,459	2,478,992,054	-	2,483,633,513

負債

ブローカーへの未払金	-	2,429,791,196	-	2,429,791,196
その他未払金	-	13,373,364	-	13,373,364
合計残高	-	2,443,164,560	-	2,443,164,560

上記の表に含まれる資産および負債は、償却原価で計上されている。この計上価額は、公正価値の合理的な近似である。

先物契約担保として差し入れている現金、現金および現金同等物には、手元現金、銀行預金および活発な市場におけるその他の短期投資商品が含まれる。

レポ取引とは、レポ契約の満期日における未収金をいう。未収利息とは保有投資商品に対するファンドの受取利息を表す。

ブローカーからの未収金には、取引の決済のための契約金額が含まれる。ブローカーへの未払金およびその他未払金とは、取引決済および費用に関してファンドが負う契約金額および債務をいう。未収利息とは保有投資商品についてファンドに支払われるべき利息をいう。

4. レポ取引の未収金

2013年12月31日現在、ファンドには以下の未決済レポ取引がある。

取引相手	信用格付	年率金利 (%)	満期日	残高(円)	担保
Credit Suisse				752,026,275	US Treasury Note, 0.75%, due
First Boston	A1	0.005	01/02/2014	725,224,517	10/31/2017 (公正価値 - ¥738,188,992)
					169,113,945, FNMS CLAO3105, 3.50%, due 6/1/2042
Goldman Sachs	Baa1	0.010	01/02/2014	725,224,517	(公正価値 - ¥168,251,464)
					145,255,110, FNMS CLAK1809, 4.50%, due 1/1/2042
					(公正価値 - ¥155,408,442)
					257,086,830, FNAR LBAH5638, 3.415%, due 3/1/2041
					(公正価値 - ¥264,619,474)
					175,895,109, FNAR LBAH1380, 3.453%, due
					12/1/2040 (公正価値 - ¥181,418,215)
					120,450,330, FMAR 849093 G, 2.503%, due 7/1/2043
					(公正価値 - ¥118,980,836)
					327,822,285, FGPC T39002 G, 5.45%, due 5/1/2038
					(公正価値 - ¥357,818,024)
					35,924,679, FNMS CLAD3563, 6.00%, due 11/1/2038
					(公正価値 - ¥40,142,236)
					862,806,945, FNSM A 16-28, 3.00%, due 3/1/2028
Bank of America	Baa2	0.005	01/02/2014	735,735,018	(公正価値 - ¥738,994,148)
				<u>2,186,184,052</u>	

2012年12月31日現在、ファンドには以下の未決済レポ取引がある。

取引相手	信用格付	年率金利 (%)	満期日	残高(円)	担保
Credit Suisse				620,017,241,	US Treasury Note, 0.75%, due
First Boston	A1	0.200	01/02/2013	544,729,513	10/31/2017 (公正価値 - ¥645,065,937)
Goldman Sachs	A3	0.250	01/02/2013	691,720,016	186,308,465, FNMS CLAA6989, 4.50%, due 5/1/2039 (公正価値 - ¥201,231,773)
					309,955,327, FNMS CL829820, 6.00%, due 10/1/2035 (公正価値 - ¥338,037,280)
					41,604,760, FNMS CIA04780, 2.50%, due 6/1/2027 (公正価値 - ¥43,327,197)
					94,218,877, FNMS CLAJ7211, 4.00%, due 1/1/2042 (公正価値 - ¥100,964,949)
					16,748,958, FMMS CQA12621, 3.50%, due 11/1/2031 (公正価値 - ¥18,274,788)
					123,050,242, FNMS CLAH9451, 5.00%, due 4/1/2041 (公正価値 - ¥133,017,312)
					137,521,644, FNMS CLAH7977, 4.50%, due 10/1/2041 (公正価値 - ¥148,660,897)
					318,160,439, FNMS CIAD0858, 5.00%, due 12/1/2023 (公正価値 - ¥343,931,434)
Bank of America	Baa2	0.190	01/02/2013	864,650,020	879,222,831, FNMS CIAB5764, 2.50%, due 8/1/2027 (公正価値 - ¥917,635,703)
				<u>2,101,099,549</u>	

NIKKO GNMA Fund (ニッコー・ジニーメイ・ファンド)
未監査投資明細表
2013年12月31日現在

以下の明細表は監査済財務書類の一部ではない。

NIKKO GNMA Fund (ニッコー・ジニーメイ・ファンド)
未監査投資明細表
2013年12月31日現在

2013年12月31日現在の投資明細表は、以下の通りである。

額面価額	銘柄	利率	満期	公正価値
モーゲージ担保証券 - 102.33%				
174,748	Fannie Mae Pool 513489	7.0000 %	07/01/2029 ¥	20,702,604
139,777	Fannie Mae Pool 840173	5.5000	11/01/2035	16,337,010
976,917	Fannie Mae Pool AM 4410	4.2500	10/01/2028	106,320,714
359,619	Fannie Mae Pool AM 4781	4.1800	11/01/2028	38,518,823
700,000	Fannie Mae Pool TBA 30 Yr	3.0000	TBA*	69,843,097
300,000	Fannie Mae Pool TBA 30 Yr	5.0000	TBA*	34,243,702
2,408,249	Fannie Mae REMICS	6.2354	03/25/2037	37,877,574
756,897	FHLM C-GNMA	6.5000	11/25/2023	89,781,629
1,500,000	Freddie Mac Gold Pool	3.0000	TBA*	149,331,217
95,973	Freddie Mac REMICS	6.9834	06/15/2036	1,720,214
226,427	Freddie Mac REMICS	6.4534	07/15/2036	3,527,500

2,461,543	Freddie Mac REMICS	6.2834	04/15/2037	38,143,555
157	Ginnie Mae I Pool 175791	9.0000	09/15/2016	16,960
4,815	Ginnie Mae I Pool 413564	8.0000	11/15/2025	577,593
43,521	Ginnie Mae I Pool 442506	7.5000	04/15/2027	4,848,087
75,821	Ginnie Mae I Pool 478590	6.0000	01/15/2029	8,901,964
2,831	Ginnie Mae I Pool 504203	6.5000	06/15/2014	300,529
345	Ginnie Mae I Pool 511565	8.0000	07/15/2030	39,202
806	Ginnie Mae I Pool 514251	6.5000	07/15/2014	85,476
54,289	Ginnie Mae I Pool 516767	7.5000	10/15/2029	6,271,012
125,850	Ginnie Mae I Pool 533517	8.0000	11/15/2030	15,336,037
18,819	Ginnie Mae I Pool 562476	5.5000	02/15/2034	2,202,915
5,489	Ginnie Mae I Pool 569359	6.0000	04/15/2032	652,948
147,738	Ginnie Mae I Pool 594171	6.0000	11/15/2033	17,609,782
369,444	Ginnie Mae I Pool 595765	6.0000	06/15/2035	44,037,143
58,901	Ginnie Mae I Pool 599208	7.5000	11/15/2035	6,553,038
49,445	Ginnie Mae I Pool 603093	5.0000	09/15/2033	5,711,492
75,776	Ginnie Mae I Pool 606128	5.0000	05/15/2034	8,748,272
16,657	Ginnie Mae I Pool 606481	5.0000	06/15/2033	1,939,112
1,979	Ginnie Mae I Pool 607785	6.0000	03/15/2033	247,016
219,202	Ginnie Mae I Pool 608280	5.0000	09/15/2033	25,320,192
181	Ginnie Mae I Pool 612229	6.0000	07/15/2033	34,569
199,772	Ginnie Mae I Pool 614192	5.0000	09/15/2033	23,076,068
176,210	Ginnie Mae I Pool 615958	5.0000	09/15/2033	20,354,153
32,262	Ginnie Mae I Pool 616413	5.0000	05/15/2034	3,724,649
298,262	Ginnie Mae I Pool 616441	6.0000	06/15/2024	35,081,022
578,574	Ginnie Mae I Pool 616475	5.0000	06/15/2034	66,795,989
46,547	Ginnie Mae I Pool 616531	6.0000	07/15/2024	5,468,033
38,580	Ginnie Mae I Pool 616582	6.0000	08/15/2024	4,537,695
135,855	Ginnie Mae I Pool 620509	5.0000	08/15/2033	15,692,879
13,440	Ginnie Mae I Pool 622610	5.0000	10/15/2033	1,549,352
157,454	Ginnie Mae I Pool 623211	7.0000	10/15/2018	17,829,488
64,869	Ginnie Mae I Pool 624207	5.5000	01/15/2034	7,516,500
273,886	Ginnie Mae I Pool 628397	6.5000	10/15/2023	32,265,865
131,165	Ginnie Mae I Pool 628437	7.0000	04/15/2019	14,901,316
206	Ginnie Mae I Pool 629142	6.0000	11/15/2034	35,553
416,958	Ginnie Mae I Pool 631491	5.5000	06/15/2034	49,413,684
123,016	Ginnie Mae I Pool 634547	6.0000	09/15/2024	14,500,254
2,368	Ginnie Mae I Pool 640952	5.0000	05/15/2035	271,126
32,137	Ginnie Mae I Pool 645854	6.0000	12/15/2035	3,817,493
40,408	Ginnie Mae I Pool 647568	5.5000	06/15/2036	4,684,506
210,072	Ginnie Mae I Pool 651669	5.5000	01/15/2036	25,169,958
16,719	Ginnie Mae I Pool 683561	6.0000	02/15/2038	1,985,278
336,569	Ginnie Mae I Pool 710846	4.5000	09/15/2039	37,925,237
404,344	Ginnie Mae I Pool 719256	4.5000	07/15/2040	45,590,538
49,242	Ginnie Mae I Pool 721281	4.5000	10/15/2040	5,551,241
826,960	Ginnie Mae I Pool 726316	5.0000	09/15/2039	94,715,455
359,219	Ginnie Mae I Pool 737381	4.5000	03/15/2040	40,519,163
634,613	Ginnie Mae I Pool 738003	4.5000	02/15/2041	72,183,455
117,806	Ginnie Mae I Pool 761577	4.5000	04/15/2041	13,396,940
251	Ginnie Mae I Pool 780056	11.0000	09/15/2017	27,034
477	Ginnie Mae I Pool 780081	10.0000	02/15/2025	58,271
6,775	Ginnie Mae I Pool 780390	8.5000	12/15/2022	760,798

959	Ginnie Mae I Pool	780408	9.0000	10/15/2022	108,340
7,295	Ginnie Mae I Pool	780618	8.0000	08/15/2027	931,497
22,182	Ginnie Mae I Pool	780622	8.0000	08/15/2027	2,800,556
494	Ginnie Mae I Pool	780986	6.5000	03/15/2014	52,238
2,365	Ginnie Mae I Pool	780991	9.0000	11/15/2024	294,121
35,001	Ginnie Mae I Pool	780992	8.0000	12/15/2028	4,427,613
745	Ginnie Mae I Pool	781068	6.5000	07/15/2014	78,835
13,797	Ginnie Mae I Pool	781203	8.0000	12/15/2017	1,537,490
5,817	Ginnie Mae I Pool	781995	7.5000	10/15/2035	737,661
210,525	Ginnie Mae I Pool	782070	7.0000	06/15/2032	25,856,279
64,274	Ginnie Mae I Pool	782071	7.0000	05/15/2033	8,043,378
112,498	Ginnie Mae I Pool	782085	7.0000	11/15/2033	13,960,278
271,355	Ginnie Mae I Pool	783121	4.0000	10/15/2040	29,830,126
507,201	Ginnie Mae I Pool	AA0159	3.8750	05/15/2042	53,997,079
395,240	Ginnie Mae I Pool	AC2203	4.0000	04/15/2043	43,365,634
1,700,000	Ginnie Mae I Pool	TBA	3.0000	12/01/2099	172,550,385
300,000	Ginnie Mae I Pool	TBA Jan 30	5.0000	12/01/2099	34,175,959
447	Ginnie Mae II Pool	002869	8.5000	01/20/2030	48,039
5,895	Ginnie Mae II Pool	003483	6.5000	11/20/2018	624,607
14,593	Ginnie Mae II Pool	003722	4.5000	06/20/2035	1,660,473
49,562	Ginnie Mae II Pool	004105	7.0000	02/20/2038	5,899,112
145,590	Ginnie Mae II Pool	004122	6.0000	04/20/2038	16,628,470
158,077	Ginnie Mae II Pool	004136	7.0000	05/20/2038	18,817,194
117,000	Ginnie Mae II Pool	004672	5.0000	04/20/2040	13,023,000
179,898	Ginnie Mae II Pool	616444	6.0000	06/20/2024	21,104,963
7,250,000	Ginnie Mae II Pool	Jumbos	3.5000	12/01/2099	770,235,975
4,450,000	Ginnie Mae II Pool	TBA Jan 30 Jumbos	4.0000	12/01/2099	486,298,078
2,650,000	Ginnie Mae II Pool	TBA Jan 30 Jumbos	4.5000	12/01/2099	297,785,867
1,850,000	Government National Mortgage Association		3.0000	12/01/2099	187,866,576
160,471	Government National Mortgage Association		4.2500	06/20/2033	18,146,149
63,917	Government National Mortgage Association		7.5000	09/16/2035	7,712,580
66,897	Government National Mortgage Association		7.5000	09/16/2035	8,189,194
89,785	Government National Mortgage Association		7.5000	09/16/2035	11,070,470
482,222	Government National Mortgage Association		4.5000	06/20/2039	14,464,382
モーゲージ担保証券合計(取得原価 - ¥					
3,425,289,355)					¥ 3,687,502,569

NIKKO GNMA Fund (ニッコー・ジニーメイ・ファンド)
未監査投資明細表
2013年12月31日現在

契約数	種別	満期日	未実現 損失
先物契約 - (0.05)%			
3	U.S. Treasury 10年	03/20/2014	¥ (63,561)
14	T-Bond	03/20/2014	(1,708,239)
先物契約に係る未実現損失			¥ (1,771,800)
国籍	取得原価	公正価値	純資産に占める 割合(%)

米国	¥	5,611,473,407	¥	5,873,686,621	159.4	%
投資合計（先物契約を除く）	¥	5,611,473,407	¥	5,873,686,621	159.4	%
先物契約			¥	(1,771,800)	(0.1)	%
投資合計			¥	5,871,914,821	159.3	%
その他の負債（資産控除後）			¥	(2,187,086,646)	(59.3)	%
純資産			¥	3,684,828,175	100.0	%

用語:

TBA* - TBAのポジションについて、有価証券が特定されていないため、期末日現在で満期日が未定である。

（参考）

高金利先進国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成25年12月16日現在	平成26年 6月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	11,381,795,028	11,015,585,975
コール・ローン	161,828,013	1,753,468,631
国債証券	176,398,427,564	220,929,844,132
地方債証券	76,676,128,341	96,475,870,561
特殊債券	153,397,357,022	148,610,823,402
派生商品評価勘定	30,337,569	-
未収入金	10,060,395,887	1,751,413,856
未収利息	4,139,646,763	3,704,270,627
前払費用	767,320,299	274,367,525
流動資産合計	433,013,236,486	484,515,644,709
資産合計		
	433,013,236,486	484,515,644,709
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	23,348,016	-
未払金	1,743,670,516	2,472,418,710
未払解約金	1,105,212,088	14,731,131
流動負債合計	2,872,230,620	2,487,149,841
負債合計		
	2,872,230,620	2,487,149,841
純資産の部		
元本等		
元本	219,445,010,056	233,192,042,304
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	210,695,995,810	248,836,452,564
元本等合計	430,141,005,866	482,028,494,868
純資産合計	430,141,005,866	482,028,494,868
負債純資産合計	433,013,236,486	484,515,644,709

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
--------------------	--

	<p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

		平成25年12月16日現在	平成26年 6月16日現在
1.	期首	平成25年 6月18日	平成25年12月17日
	期首元本額	219,109,368,152円	219,445,010,056円
	期首からの追加設定元本額	12,839,542,341円	26,793,601,251円
	期首からの一部解約元本額	12,503,900,437円	13,046,569,003円
	元本の内訳		
	高金利先進国債券オープン（毎月分配型）	173,498,453,739円	186,197,933,164円
	利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	1,703,233,009円	1,459,550,800円
	高金利先進国債券オープン（資産成長型）	2,197,021,717円	3,523,615,297円
	高金利先進国ソブリン債券ファンド（適格機関投資家向け）	892,344,662円	1,990,287,110円
	先進国ハイクムオープン（適格機関投資家向け）	2,727,644,218円	3,010,256,928円
	P F 先進国ハイクムファンド 2005-04 （適格機関投資家転売制限付）	1,197,323,754円	1,176,002,982円
	P F 先進国ハイクムファンド 2005-05Q （適格機関投資家転売制限付）	816,434,466円	800,887,748円
	P F 先進国ハイクムファンド 2005-06Q （適格機関投資家転売制限付）	1,376,643,152円	1,242,615,473円
	P F 先進国ハイクムファンド 2005-06 （適格機関投資家向け）	281,569,917円	276,653,039円
	P F 先進国ハイクムファンド 2005-06M （適格機関投資家転売制限付）	55,537,327円	54,556,508円
	P F 先進国ハイクムファンド 2005-07Q （適格機関投資家転売制限付）	2,137,941,435円	2,097,470,345円
	P F 先進国ハイクムファンド 2005-07M （適格機関投資家転売制限付）	27,623,756円	27,133,852円

P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2005-08Q	440,088,600円	431,781,848円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2005-08M	332,616,894円	326,733,866円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2005-09Q	706,709,947円	693,367,310円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2005-09M	54,765,889円	53,787,584円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2005-10Q	963,735,778円	945,664,997円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2005-10M	865,736,295円	850,591,223円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家向け)	2005-11	271,018,706円	266,284,326円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2005-11Q	258,950,282円	254,107,275円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2005-11M	260,397,689円	256,142,137円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2005-12Q	213,706,748円	209,692,517円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2006-01M	158,976,210円	156,413,942円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2006-03M	891,223,506円	820,802,494円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2006-06M	57,167,100円	56,151,350円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2006-10M	854,491,188円	577,075,107円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2006-11M	2,221,201,576円	2,185,344,196円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2007-04M	556,159,332円	298,452,395円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2007-05M	1,211,098,174円	1,191,573,972円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2007-07M	861,339,582円	299,108,300円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2007-08M	1,206,630,030円	1,187,025,672円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2007-08Q	259,965,666円	255,069,980円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家向け)	2007-09	6,243,948,356円	6,143,431,830円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家向け)	2007-10	1,662,088,404円	1,585,785,104円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家向け)	2007-10Q	1,093,102,186円	1,074,387,546円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2007-12M	1,933,356,596円	1,392,616,653円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2008-01M	689,596,356円	677,413,102円

P F 先進国ハイインカムファンド 2008-02M (適格機関投資家転売制限付)	2,167,140,260円	2,132,004,268円
P F 先進国ハイインカムファンド 2008-06M (適格機関投資家転売制限付)	1,100,487,717円	1,082,600,788円
P F 先進国ハイインカムファンド 2013-01M (適格機関投資家向け)	1,579,317,193円	1,553,728,486円
P F 先進国ハイインカムファンド 2013-02M (適格機関投資家向け)	1,517,366,960円	1,492,868,874円
P F 先進国ハイインカムファンド 2013-03M (適格機関投資家転売制限付)	1,900,855,684円	1,623,840,516円
P F 先進国ハイインカムファンド 2014-06M (適格機関投資家向け)	- 円	1,261,231,400円
計	219,445,010,056円	233,192,042,304円
2. 受益権の総数	219,445,010,056口	233,192,042,304口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	自 平成25年 6月18日 至 平成25年12月16日	自 平成25年12月17日 至 平成26年 6月16日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成25年12月16日現在	平成26年 6月16日現在

貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	<p>(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成25年12月16日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,494,851,360
地方債証券	1,194,751,349
特殊債券	986,657,415
合計	3,676,260,124

（平成26年 6月16日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,480,298,357
地方債証券	1,396,878,476
特殊債券	348,642,862
合計	3,225,819,695

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成25年12月16日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	6,834,060,423	-	6,817,646,000	16,414,423
	米ドル	2,456,983,415	-	2,458,740,000	1,756,585
	英ポンド	3,212,411,735	-	3,195,800,000	16,611,735
	豪ドル	1,164,665,273	-	1,163,106,000	1,559,273
	売建	7,921,791,379	-	7,898,387,403	23,403,976
	米ドル	1,028,215,000	-	1,032,000,000	3,785,000
	加ドル	3,212,411,735	-	3,211,752,981	658,754
	ノルウェークローネ	3,621,648,688	-	3,595,100,922	26,547,766
	豪ドル	59,515,956	-	59,533,500	17,544
	合計	14,755,851,802	-	14,716,033,403	6,989,553

(注) 1.時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(平成26年 6月16日現在)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成25年12月16日現在		平成26年 6月16日現在	
1口当たり純資産額	1.9601円	1口当たり純資産額	2.0671円
(1万口当たり純資産額)	(19,601円)	(1万口当たり純資産額)	(20,671円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	国債証券	REPUBLIC OF FINLAND-1.625%-18/10/01	25,000,000.00	25,159,125.00		
		TSY INFL IX N/B-0.125%-23/01/15	150,000,000.00	151,253,235.00		
		TSY INFL IX N/B-1.375%-44/02/15	50,000,000.00	53,824,030.00		
		US TREASURY N/B-10.625%-15/08/15	20,000,000.00	22,429,687.50		
		US TREASURY N/B-0.375%-16/01/31	70,000,000.00	70,054,687.50		
		US TREASURY N/B-0.375%-16/04/30	95,000,000.00	94,896,093.75		
		US TREASURY N/B-0.625%-16/10/15	45,000,000.00	44,985,937.50		
		US TREASURY N/B-8.75%-17/05/15	10,000,000.00	12,273,437.50		
		US TREASURY N/B-9.125%-18/05/15	17,000,000.00	22,109,296.87		
		US TREASURY N/B-1.375%-18/09/30	50,000,000.00	49,753,906.25		
		US TREASURY N/B-2.0%-21/02/28	50,000,000.00	49,500,000.00		
		US TREASURY N/B-2.75%-24/02/15	50,000,000.00	50,742,187.50		
	国債証券小計			632,000,000.00	646,981,624.37 (65,979,186,053)	
	地方債証券		BRITISH COLUMBIA PROV OF-2.1%-16/05/18	82,000,000.00	84,419,270.60	
BRITISH COLUMBIA PROV OF-2.65%-21/09/22			20,000,000.00	20,146,310.00		
BRITISH COLUMBIA PROV OF-2.0%-22/10/23			110,000,000.00	103,185,060.00		
地方債証券小計			212,000,000.00	207,750,640.60 (21,186,410,328)		

特殊債券	AFRICAN DEVELOPMENT BANK-1.625%-18/10/02	25,000,000.00	25,093,225.00		
	ASIAN DEVELOPMENT BANK-5.593%-18/07/16	31,950,000.00	36,348,748.20		
	ASIAN DEVELOPMENT BANK-1.375%-20/03/23	50,000,000.00	47,941,260.00		
	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-1.875%-19/06/11	5,000,000.00	4,979,815.00		
	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-2.625%-21/04/28	10,000,000.00	10,110,060.00		
	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-2.5%-23/01/23	25,000,000.00	24,322,950.00		
	EXPORT DEVELOPMNT CANADA-0.625%-16/12/15	25,000,000.00	24,939,000.00		
	INTER-AMERICAN DEVEL BK-3.875%-19/09/17	20,000,000.00	21,918,390.00		
	INTER-AMERICAN DEVEL BK-1.375%-20/07/15	25,000,000.00	24,032,275.00		
	INTER-AMERICAN DEVEL BK-3.0%-24/02/21	9,000,000.00	9,193,707.00		
	KFW-0.625%-16/12/15	25,000,000.00	24,929,775.00		
	KOMMUNALBANKEN AS-0.75%-16/11/21	20,408,000.00	20,439,673.21		
	KOMMUNALBANKEN AS-1.375%-17/06/08	20,000,000.00	20,229,920.00		
	NETWORK RAIL INFRA FIN-1.75%-19/01/24	25,000,000.00	25,148,175.00		
特殊債券小計		316,358,000.00	319,626,973.41 (32,595,558,748)		
米ドル小計		1,160,358,000.00	1,174,359,238.38 (119,761,155,129)		
英ポンド	国債証券	UK TREASURY-1.75%-19/07/22	25,000,000.00	24,594,487.50	
		UK TREASURY-3.75%-19/09/07	25,000,000.00	27,075,675.00	
		UK TREASURY-3.75%-20/09/07	25,000,000.00	27,165,765.00	
		UK TREASURY-1.75%-22/09/07	60,000,000.00	56,161,374.00	
		UK TREASURY-2.25%-23/09/07	70,000,000.00	67,167,478.00	
		UK TREASURY-5.0%-25/03/07	50,000,000.00	59,821,115.00	
		UK TREASURY-4.25%-27/12/07	25,000,000.00	28,201,505.00	
		UK TREASURY-4.75%-30/12/07	10,000,000.00	11,950,033.00	
		UK TREASURY-3.25%-44/01/22	85,000,000.00	81,570,037.50	
	国債証券小計		375,000,000.00	383,707,470.00 (66,442,785,505)	
	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-3.25%-17/11/29	20,000,000.00	20,897,866.00	
	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-1.875%-18/12/07	10,000,000.00	9,877,250.00		
	KFW-2.0%-18/12/06	15,000,000.00	15,010,695.00		
	LANDWIRTSCH. RENTENBANK-3.25%-16/12/07	25,000,000.00	26,123,167.50		
		70,000,000.00	71,908,978.50		

	特殊債券小計			(12,451,758,717)	
英	債券小計		445,000,000.00	455,616,448.50 (78,894,544,222)	
ノル ウェー クロー ネ	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT-4.25%-17/05/19	975,000,000.00	1,048,612,500.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-4.5%-19/05/22	650,000,000.00	729,690,000.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-3.75%-21/05/25	750,000,000.00	822,525,000.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-2.0%-23/05/24	550,000,000.00	527,285,000.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-3.0%-24/03/14	50,000,000.00	51,560,000.00	
		REPUBLIC OF FINLAND-2.25%-18/03/06	100,000,000.00	100,420,400.00	
		国債証券小計		3,075,000,000.00	3,280,092,900.00 (55,827,181,158)
	特殊債券	KFW-4.0%-16/03/04	200,000,000.00	207,260,200.00	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK-2.25%-19/05/22	25,000,000.00	25,042,625.00	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK-2.625%-20/06/17	200,000,000.00	201,771,000.00	
		NORDIC INVESTMENT BANK-2.125%-17/08/09	50,000,000.00	50,227,650.00	
		NORDIC INVESTMENT BANK-2.0%-18/05/24	281,000,000.00	280,916,824.00	
		特殊債券小計		756,000,000.00	765,218,299.00 (13,024,015,448)
		ノルウェークローネ小計		3,831,000,000.00	4,045,311,199.00 (68,851,196,606)
	豪 ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%-24/04/21	25,000,000.00	22,897,050.00
		国債証券小計	25,000,000.00	22,897,050.00 (2,191,934,596)	
地方債証券		BRITISH COLUMBIA PROV OF-4.25%-24/11/27	50,000,000.00	49,087,900.00	
		NEW S WALES TREASURY CRP-2.75%-25/11/20	150,000,000.00	199,039,091.40	
		QUEENSLAND TREASURY CORP-4.0%-19/06/21	25,000,000.00	25,562,500.00	
		QUEENSLAND TREASURY CORP-6.25%-20/02/21	50,000,000.00	56,665,000.00	
		QUEENSLAND TREASURY CORP-4.75%-25/07/21	62,500,000.00	64,572,250.00	
		QUEENSLAND TREASURY CORP-6.5%-33/03/14	15,000,000.00	18,213,690.00	
		TREASURY CORP VICTORIA-4.25%-32/12/20	10,000,000.00	9,575,450.00	
		TREASURY CORP VICTORIA-5.0%-40/11/20	20,000,000.00	20,891,260.00	
		地方債証券小計	382,500,000.00	443,607,141.40 (42,466,511,646)	
特殊債券		ASIAN DEVELOPMENT BANK-6.25%-20/03/05	40,000,000.00	45,134,000.00	
		EXPORT FIN & INS CORP-4.28%-26/02/12	65,000,000.00	63,250,005.00	
	IFFIM-5.5%-15/10/15	15,000,000.00	15,342,270.00		

		KFW-6.25%-21/05/19	27,000,000.00	30,629,043.00	
		KFW-5.0%-24/03/19	10,000,000.00	10,520,940.00	
		KOMMUNALBANKEN AS-4.0%-19/01/23	15,000,000.00	15,219,270.00	
		KOMMUNALBANKEN AS-6.5%-21/04/12	35,000,000.00	39,847,780.00	
		KOMMUNALBANKEN AS-5.25%-24/07/15	15,000,000.00	15,791,760.00	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK-5.5%-20/03/09	10,000,000.00	11,107,500.00	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK-4.25%-23/01/24	95,000,000.00	94,608,125.00	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK-4.75%-26/05/06	15,000,000.00	15,271,830.00	
		特殊債券小計	342,000,000.00	356,722,523.00 (34,149,047,126)	
豪ドル小計			749,500,000.00	823,226,714.40 (78,807,493,368)	
ニュー ジーラン ドル	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT-6.0%-15/04/15	35,000,000.00	35,712,250.00	
		NEW ZEALAND INDEX LINKED-4.5%-16/02/15	20,000,000.00	31,180,876.78	
		NEW ZEALAND INDEX LINKED-2.0%-25/09/20	258,000,000.00	251,472,600.00	
		NEW ZEALAND INDEX LINKED-3.0%-30/09/20	25,000,000.00	26,140,000.00	
		国債証券小計	338,000,000.00	344,505,726.78 (30,488,756,820)	
	地方債証券	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC-5.0%-19/03/15	85,000,000.00	85,825,265.00	
		NZ LOCAL GOVT FUND AGENC-6.0%-21/05/15	49,000,000.00	51,624,930.00	
		NZ LOCAL GOVT FUND AGENC-5.5%-23/04/15	9,500,000.00	9,729,311.00	
		QUEENSLAND TREASURY CORP-7.125%-17/09/18	167,000,000.00	178,746,947.00	
		QUEENSLAND TREASURY CORP-7.125%-17/09/18	42,000,000.00	44,954,322.00	
		地方債証券小計	352,500,000.00	370,880,775.00 (32,822,948,587)	
	特殊債券	ASIAN DEVELOPMENT BANK-4.625%-19/03/06	10,000,000.00	9,970,400.00	
		BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-10.5%-15/03/07	60,000,000.00	62,847,060.00	
		BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-4.25%-17/05/25	25,000,000.00	24,869,950.00	
BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-9.5%-18/02/08		80,000,000.00	93,088,160.00		
BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-4.125%-18/03/05		60,000,000.00	58,881,300.00		
INTER-AMERICAN DEVEL BK-6.0%-17/12/15		15,000,000.00	15,600,000.00		
INTL BK RECON & DEVELOP-5.625%-17/03/03		15,000,000.00	15,266,925.00		

	INTL BK RECON & DEVELOP-3.375%-17/08/13	10,000,000.00	9,684,070.00	
	INTL BK RECON & DEVELOP-4.625%-19/02/26	25,000,000.00	24,759,825.00	
	INTL FINANCE CORP-4.625%-16/05/25	15,000,000.00	15,072,270.00	
	KFW-3.75%-17/08/16	10,000,000.00	9,812,090.00	
	KOMMUNEKREDIT-9.5%-15/08/24	83,000,000.00	88,159,861.00	
	LANDWIRTSCH. RENTENBANK-7.0%-17/05/10	80,000,000.00	84,838,320.00	
	LANDWIRTSCH. RENTENBANK-3.875%-17/09/19	30,000,000.00	29,354,700.00	
	LANDWIRTSCH. RENTENBANK-4.375%-20/10/08	25,000,000.00	24,259,175.00	
	LANDWIRTSCH. RENTENBANK-5.375%-24/04/23	45,000,000.00	45,954,270.00	
	NORDIC INVESTMENT BANK-4.125%-17/03/16	25,000,000.00	24,761,775.00	
	特殊債券小計	613,000,000.00	637,180,151.00 (56,390,443,363)	
	ニュージーランドドル小計	1,303,500,000.00	1,352,566,652.78 (119,702,148,770)	
	合計		466,016,538,095 (466,016,538,095)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 12銘柄	55.1%	14.2%
	地方債証券 3銘柄	17.7%	4.5%
	特殊債券 14銘柄	27.2%	7.0%
英ポンド	国債証券 9銘柄	84.2%	14.3%
	特殊債券 4銘柄	15.8%	2.7%
ノルウェークローネ	国債証券 6銘柄	81.1%	12.0%
	特殊債券 5銘柄	18.9%	2.8%
豪ドル	国債証券 1銘柄	2.8%	0.5%
	地方債証券 8銘柄	53.9%	9.1%
	特殊債券 11銘柄	43.3%	7.3%
ニュージーランドドル	国債証券 4銘柄	25.5%	6.5%
	地方債証券 5銘柄	27.4%	7.0%
	特殊債券 17銘柄	47.1%	12.1%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

日本高配当利回り株式マザーファンド

貸借対照表

	(単位：円)	
	平成25年12月16日現在	平成26年 6月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	217,001,550	222,590,718
株式	5,831,449,300	5,486,751,100
未収入金	1,220,055,100	-
未収配当金	30,000	58,444,140
未収利息	370	330
流動資産合計	7,268,536,320	5,767,786,288
資産合計	7,268,536,320	5,767,786,288
負債の部		
流動負債		
未払金	1,081,037,100	-
未払解約金	8,804,914	110,643
流動負債合計	1,089,842,014	110,643
負債合計	1,089,842,014	110,643
純資産の部		
元本等		
元本	4,591,520,112	4,104,779,724
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,587,174,194	1,662,895,921
元本等合計	6,178,694,306	5,767,675,645
純資産合計	6,178,694,306	5,767,675,645
負債純資産合計	7,268,536,320	5,767,786,288

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p>
-----------------	--

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		平成25年12月16日現在	平成26年 6月16日現在
1.	期首	平成25年 6月18日	平成25年12月17日
	期首元本額	5,028,116,674円	4,591,520,112円
	期首からの追加設定元本額	57,625,432円	28,342,663円
	期首からの一部解約元本額	494,221,994円	515,083,051円
	元本の内訳		
	利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	852,502,387円	751,285,552円
	株ちょファンド日本（高配当株・割安株・成長株）毎月分配型	3,739,017,725円	3,353,494,172円
	計	4,591,520,112円	4,104,779,724円
2.	受益権の総数	4,591,520,112口	4,104,779,724口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 平成25年 6月18日 至 平成25年12月16日	自 平成25年12月17日 至 平成26年 6月16日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成25年12月16日現在	平成26年 6月16日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成25年12月16日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	624,064,519
合計	624,064,519

（平成26年 6月16日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	112,471,476
合計	112,471,476

（注） 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成25年12月16日現在		平成26年 6月16日現在	
1口当たり純資産額	1.3457円	1口当たり純資産額	1.4051円
(1万口当たり純資産額)	(13,457円)	(1万口当たり純資産額)	(14,051円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
日本水産	25,500	317.00	8,083,500	
東急建設	12,600	442.00	5,569,200	
大成建設	20,000	539.00	10,780,000	
大林組	17,000	701.00	11,917,000	
鹿島建設	19,000	432.00	8,208,000	
日鉄住金テックスエンジ	1,000	549.00	549,000	
奥村組	8,000	455.00	3,640,000	
戸田建設	32,000	352.00	11,264,000	
大和ハウス工業	16,000	1,988.00	31,808,000	
積水ハウス	7,700	1,343.00	10,341,100	
トーエネック	4,000	557.00	2,228,000	
中外炉工業	19,000	210.00	3,990,000	
日比谷総合設備	1,600	1,546.00	2,473,600	
キリンホールディングス	35,600	1,497.00	53,293,200	
ニチレイ	3,000	492.00	1,476,000	
日本たばこ産業	27,100	3,616.00	97,993,600	
東洋紡	6,000	169.00	1,014,000	
ダイドーリミテッド	8,900	536.00	4,770,400	
T S Iホールディングス	1,500	659.00	988,500	
三陽商会	56,000	226.00	12,656,000	
オンワードホールディングス	7,000	681.00	4,767,000	
王子ホールディングス	60,000	417.00	25,020,000	

北越紀州製紙	4,800	475.00	2,280,000	
中越パルプ工業	23,000	176.00	4,048,000	
レンゴー	18,000	471.00	8,478,000	
クラレ	14,400	1,258.00	18,115,200	
旭化成	22,000	755.00	16,610,000	
住友化学	45,000	384.00	17,280,000	
信越化学工業	9,800	6,046.00	59,250,800	
エア・ウォーター	14,000	1,550.00	21,700,000	
日本化学工業	40,000	132.00	5,280,000	
保土谷化学工業	22,000	180.00	3,960,000	
リケンテクノス	7,000	517.00	3,619,000	
日本化薬	2,000	1,295.00	2,590,000	
花王	15,100	3,985.00	60,173,500	
資生堂	9,000	1,831.00	16,479,000	
日本農薬	6,200	1,220.00	7,564,000	
日東電工	5,700	4,479.00	25,530,300	
藤森工業	2,300	3,300.00	7,590,000	
エフピコ	3,500	3,130.00	10,955,000	
協和発酵キリン	8,000	1,314.00	10,512,000	
武田薬品工業	17,600	4,701.00	82,737,600	
アステラス製薬	59,800	1,313.00	78,517,400	
大日本住友製薬	24,300	1,131.00	27,483,300	
塩野義製薬	12,700	2,061.00	26,174,700	
中外製薬	3,800	2,734.00	10,389,200	
小野薬品工業	3,500	8,140.00	28,490,000	
参天製薬	1,800	5,530.00	9,954,000	
第一三共	10,400	1,786.00	18,574,400	
昭和シェル石油	4,600	1,195.00	5,497,000	
コスモ石油	46,000	216.00	9,936,000	
JXホールディングス	17,700	537.00	9,504,900	
東洋ゴム工業	1,000	869.00	869,000	
日東紡績	38,000	404.00	15,352,000	
旭硝子	73,000	578.00	42,194,000	
日本板硝子	169,000	124.00	20,956,000	
石塚硝子	30,000	196.00	5,880,000	
日本山村硝子	39,000	160.00	6,240,000	
オハラ	2,800	584.00	1,635,200	
日本ヒューム	7,000	645.00	4,515,000	
三井金属鉱業	25,000	262.00	6,550,000	
住友金属鉱山	12,000	1,555.00	18,660,000	
川田テクノロジーズ	100	6,220.00	622,000	
三和ホールディングス	2,000	701.00	1,402,000	

サトーホールディングス	1,100	2,497.00	2,746,700
ダイフク	1,300	1,414.00	1,838,200
SANKYO	1,600	3,900.00	6,240,000
グローリー	3,800	3,305.00	12,559,000
セガサミーホールディングス	12,000	2,030.00	24,360,000
NTN	43,000	442.00	19,006,000
コニカミノルタ	11,000	876.00	9,636,000
ダイヘン	3,000	469.00	1,407,000
サクサホールディングス	14,000	165.00	2,310,000
日本電気	80,000	321.00	25,680,000
富士通	50,000	709.00	35,450,000
ワコム	25,200	603.00	15,195,600
アクセル	200	1,462.00	292,400
能美防災	1,000	1,448.00	1,448,000
アルプス電気	600	1,304.00	782,400
日本トリム	500	4,135.00	2,067,500
フォスター電機	700	1,265.00	885,500
ホシデン	16,100	606.00	9,756,600
カシオ計算機	7,400	1,417.00	10,485,800
ローム	3,100	5,600.00	17,360,000
新光電気工業	10,800	906.00	9,784,800
キャノン	28,900	3,386.00	97,855,400
リコー	17,200	1,224.00	21,052,800
東京エレクトロン	4,300	7,000.00	30,100,000
佐世保重工業	101,000	110.00	11,110,000
日産自動車	70,900	958.00	67,922,200
ティラド	27,000	272.00	7,344,000
曙ブレーキ工業	18,100	504.00	9,122,400
HOYA	4,900	3,261.00	15,978,900
ニプロ	20,200	915.00	18,483,000
凸版印刷	34,000	763.00	25,942,000
大日本印刷	27,000	1,027.00	27,729,000
共同印刷	7,000	298.00	2,086,000
日本写真印刷	5,300	1,564.00	8,289,200
任天堂	3,000	11,930.00	35,790,000
中国電力	128,500	1,326.00	170,391,000
北陸電力	107,900	1,291.00	139,298,900
東北電力	202,400	1,095.00	221,628,000
沖縄電力	20,800	3,290.00	68,432,000
電源開発	59,200	3,100.00	183,520,000
東京瓦斯	909,000	576.00	523,584,000
大阪瓦斯	756,000	416.00	314,496,000

東邦瓦斯	270,000	529.00	142,830,000
北海道瓦斯	220,000	279.00	61,380,000
西部瓦斯	311,000	250.00	77,750,000
静岡瓦斯	113,300	645.00	73,078,500
東日本旅客鉄道	11,100	7,729.00	85,791,900
日本通運	25,000	509.00	12,725,000
山九	6,000	476.00	2,856,000
三井倉庫	38,000	455.00	17,290,000
住友倉庫	4,000	563.00	2,252,000
澁澤倉庫	16,000	349.00	5,584,000
安田倉庫	200	1,043.00	208,600
東洋埠頭	23,000	228.00	5,244,000
野村総合研究所	4,600	3,340.00	15,364,000
トレンドマイクロ	1,200	3,360.00	4,032,000
日本電信電話	20,300	6,228.00	126,428,400
K D D I	15,700	6,009.00	94,341,300
N T T ドコモ	31,300	1,745.00	54,618,500
G M O インターネット	2,800	1,177.00	3,295,600
エヌ・ティ・ティ・データ	5,400	3,880.00	20,952,000
アイネス	1,900	706.00	1,341,400
アルフレッサ ホールディングス	700	6,190.00	4,333,000
T O K A I ホールディングス	15,400	397.00	6,113,800
メディカルホールディングス	6,700	1,377.00	9,225,900
ガリバーインターナショナル	300	798.00	239,400
伊藤忠商事	9,300	1,247.00	11,597,100
三井物産	33,700	1,584.00	53,380,800
住友商事	9,200	1,332.00	12,254,400
三菱商事	39,100	2,085.00	81,523,500
伊藤忠エネクス	13,800	735.00	10,143,000
スズケン	500	3,595.00	1,797,500
アスクル	2,100	2,662.00	5,590,200
アダストリアホールディングス	5,900	2,315.00	13,658,500
シー・ヴィ・エス・ベイエリア	22,000	163.00	3,586,000
セブン&アイ・ホールディングス	18,500	4,096.00	75,776,000
メディカルシステムネットワーク	10,500	375.00	3,937,500
丸井グループ	10,400	917.00	9,536,800
イオン	20,500	1,221.00	25,030,500
三菱U F J フィナンシャル・グループ	417,600	614.00	256,406,400
三井住友フィナンシャルグループ	42,700	4,279.00	182,713,300
千葉銀行	12,000	696.00	8,352,000
横浜銀行	27,000	573.00	15,471,000
常陽銀行	39,000	518.00	20,202,000

秋田銀行	4,000	270.00	1,080,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	120,000	208.00	24,960,000	
大分銀行	3,000	358.00	1,074,000	
みずほフィナンシャルグループ	587,300	209.00	122,745,700	
名古屋銀行	33,000	389.00	12,837,000	
大和証券グループ本社	73,000	847.00	61,831,000	
岡三証券グループ	4,000	828.00	3,312,000	
松井証券	12,500	1,062.00	13,275,000	
だいこう証券ビジネス	1,300	641.00	833,300	
カブドットコム証券	25,600	495.00	12,672,000	
N K S Jホールディングス	16,900	2,771.00	46,829,900	
M S & A D インシュアランスグループホールディングス	23,500	2,518.00	59,173,000	
東京海上ホールディングス	19,900	3,429.00	68,237,100	
T & Dホールディングス	6,000	1,366.00	8,196,000	
クレディセゾン	15,500	1,951.00	30,240,500	
芙蓉総合リース	1,100	4,190.00	4,609,000	
興銀リース	700	2,493.00	1,745,100	
日本証券金融	24,900	617.00	15,363,300	
ポケットカード	11,700	755.00	8,833,500	
イオンフィナンシャルサービス	1,800	2,609.00	4,696,200	
N E C キャピタルソリューション	5,000	1,847.00	9,235,000	
平和不動産	12,300	1,615.00	19,864,500	
東京建物	16,000	950.00	15,200,000	
テーオーシー	4,600	685.00	3,151,000	
ゴールドクレスト	7,600	2,032.00	15,443,200	
リンクアンドモチベーション	17,900	176.00	3,150,400	
総合警備保障	500	2,508.00	1,254,000	
ラウンドワン	8,200	670.00	5,494,000	
リゾートトラスト	900	1,889.00	1,700,100	
東京個別指導学院	3,700	342.00	1,265,400	
東京都競馬	34,000	314.00	10,676,000	
セコム	3,600	6,174.00	22,226,400	
丹青社	1,700	524.00	890,800	
合 計	7,079,800		5,486,751,100	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2014年 6月30日現在です。

【利回り財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型】

【純資産額計算書】

資産総額	12,381,909,350円
負債総額	41,729,869円
純資産総額(-)	12,340,179,481円
発行済口数	15,845,976,628口
1口当たり純資産額(/)	0.7788円

(参考)

高金利先進国債券マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	488,760,272,106円
負債総額	1,018,436,182円
純資産総額(-)	487,741,835,924円
発行済口数	235,514,667,056口
1口当たり純資産額(/)	2.0710円

日本高配当利回り株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	5,837,084,294円
負債総額	18,278,727円
純資産総額(-)	5,818,805,567円
発行済口数	4,031,212,679口
1口当たり純資産額(/)	1.4434円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- 受益権の譲渡
- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 受益権の譲渡の対抗要件
- 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成26年6月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

(2) 会社の意思決定機関（平成26年6月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（平成26年6月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成26年6月末現在の投資信託などは次の通りです。

		純資産額
--	--	------

種 類	ファンド本数	(単位：億円)
投資信託総合計	506	95,284
株式投資信託	449	73,912
単位型	61	1,575
追加型	388	72,337
公社債投資信託	57	21,371
単位型	41	332
追加型	16	21,039
投資法人合計	1	41

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	(単位：百万円)			
	第54期 (平成25年3月31日)		第55期 (平成26年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	3	15,820	3	17,805
有価証券		-		234
前払費用	3	380	3	419
未収入金		4		37
未収委託者報酬		7,472		7,162
未収収益	3	342	3	608
関係会社短期貸付金		606		240
立替金		335		303
繰延税金資産		869		984
その他	2	30	2	30
流動資産合計		25,862		27,826
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	48	1	47
器具備品	1	124	1	134
有形固定資産合計		172		181
無形固定資産				

ソフトウェア	70	91
無形固定資産合計	70	91
投資その他の資産		
投資有価証券	7,170	7,290
関係会社株式	22,935	21,702
関係会社長期貸付金	60	60
長期差入保証金	706	692
繰延税金資産	500	525
投資その他の資産合計	31,373	30,271
固定資産合計	31,616	30,544
資産合計	57,478	58,371

(単位：百万円)

	第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	305	329
未払金	3,862	3,404
未払収益分配金	6	6
未払償還金	115	112
未払手数料	3 3,195	3 2,743
その他未払金	545	542
未払費用	3 3,282	3 3,239
未払法人税等	589	2,286
未払消費税等	4 123	4 356
賞与引当金	1,770	1,935
役員賞与引当金	80	150
流動負債合計	10,012	11,702
固定負債		
退職給付引当金	1,001	1,081
その他	55	55
固定負債合計	1,057	1,137
負債合計	11,070	12,840
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	23,530	22,694
利益剰余金合計	23,530	22,694
自己株式	68	68
株主資本合計	46,045	45,209

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	362	321
評価・換算差額等合計	362	321
純資産合計	46,408	45,531
負債純資産合計	57,478	58,371

(2) 【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	52,848	63,120
その他営業収益	1,922	2,557
営業収益合計	54,771	65,678
営業費用		
支払手数料	26,955	31,207
広告宣伝費	649	1,081
公告費	7	2
調査費	10,797	13,405
調査費	691	712
委託調査費	10,089	12,669
図書費	17	23
委託計算費	406	465
営業雑経費	530	558
通信費	188	186
印刷費	214	252
協会費	46	43
諸会費	16	11
その他	64	65
営業費用計	39,347	46,721
一般管理費		
給料	6,759	7,171
役員報酬	256	316
役員賞与引当金繰入額	80	150
給料・手当	4,565	4,719
賞与	87	50
賞与引当金繰入額	1,770	1,935
交際費	100	108
寄付金	66	54
旅費交通費	313	448
租税公課	188	209
不動産賃借料	753	755
退職給付費用	312	313
退職金	83	32
固定資産減価償却費	124	109
諸経費	3,061	3,364
一般管理費計	11,764	12,568
営業利益	3,659	6,388

(単位：百万円)

	第54期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		第55期 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
	営業外収益			
受取利息		12		17
受取配当金	1	601	1	1,774
時効成立分配金・償還金		4		4
為替差益		64		26
その他		16		19
営業外収益合計		699		1,842
営業外費用				
支払利息		19		19
有価証券償還損		1		-
時効成立後支払分配金・償還金		15		22
支払源泉所得税		55		57
その他		2		13
営業外費用合計		93		114
経常利益		4,265		8,116
特別利益				
投資有価証券売却益		226		135
関係会社株式売却益		239		-
特別利益合計		465		135
特別損失				
投資有価証券売却損		84		12
関係会社株式評価損		-		4,500
固定資産処分損		3		0
割増退職金		-		59
役員退職一時金		75		235
特別損失合計		163		4,807
税引前当期純利益		4,568		3,445
法人税、住民税及び事業税		1,480		3,020
法人税等調整額		260		119
法人税等合計		1,740		2,900
当期純利益		2,827		544

(3) 【株主資本等変動計算書】

第54期（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,172	22,172	68	44,687
当期変動額							
剰余金の配当				1,468	1,468		1,468

当期純利益				2,827	2,827		2,827
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	1,358	1,358	-	1,358
当期末残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	42	42	44,729
当期変動額			
剰余金の配当			1,468
当期純利益			2,827
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	320	320	320
当期変動額合計	320	320	1,678
当期末残高	362	362	46,408

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045
当期変動額							
剰余金の配当				1,380	1,380		1,380
当期純利益				544	544		544
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	836	836	-	836
当期末残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	362	362	46,408
当期変動額			
剰余金の配当			1,380
当期純利益			544
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	40	40	40
当期変動額合計	40	40	876
当期末残高	321	321	45,531

注記事項

（貸借対照表関係）

第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,054百万円</p> <p>器具備品 618百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p>その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 3,818百万円</p> <p>前払費用 2百万円</p> <p>未収収益 58百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 143百万円</p> <p>未払費用 297百万円</p> <p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務87百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務243百万円に対して保証を行っております。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,091百万円</p> <p>器具備品 625百万円</p> <p>2 信託資産</p> <p>その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 6,249百万円</p> <p>前払費用 2百万円</p> <p>未収収益 74百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 98百万円</p> <p>未払費用 274百万円</p> <p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務65百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務159百万円に対して保証を行っております。</p>

（損益計算書関係）

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 552百万円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 1,290百万円</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第54期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション(1)	普通株式	19,215,900	-	2,237,400	16,978,500	-
平成21年度ストックオプション(2)	普通株式	1,676,400	-	49,500	1,626,900	-
平成22年度ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度ストックオプション(1)	普通株式	6,091,800	-	161,700	5,930,100	-
合計		32,249,300	-	2,448,600	29,800,700	-

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)13,625,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,287,000株、平成22年度ストックオプション(1)1,732,500株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

第55期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	16,978,500	-	1,075,800	15,902,700	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,626,900	-	59,400	1,567,500	-
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	5,930,100	-	541,200	5,388,900	-
合計		29,800,700	-	1,676,400	28,124,300	-

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株及び平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	750百万円	1年内	751百万円
1年超	807百万円	1年超	77百万円
合計	1,558百万円	合計	828百万円

(金融商品関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等によ

る信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金・預金	15,820	15,820	-
(2) 未収委託者報酬	7,472	7,472	-
(3) 未収収益	342	342	-
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	7,091	7,091	-
(5) 未払金	(3,862)	(3,862)	-
(6) 未払費用	(3,282)	(3,282)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額79百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,820	-	-	-
未収委託者報酬	7,472	-	-	-
未収収益	342	-	-	-
投資有価証券				
投資信託	-	385	1,299	920
合計	23,635	385	1,299	920

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金・預金	17,805	17,805	-
(2) 未収委託者報酬	7,162	7,162	-
(3) 未収収益	608	608	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	7,457	7,457	-
(5) 未払金	(3,404)	(3,404)	-
(6) 未払費用	(3,239)	(3,239)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額66百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額18,809百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	17,805	-	-	-
未収委託者報酬	7,162	-	-	-
未収収益	608	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 投資信託	234	315	1,166	973
合計	25,811	315	1,166	973

（有価証券関係）

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上 額
子会社株式	20,042
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託	6,366	5,708	658
	小計	6,366	5,708	658
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	724	821	96
	小計	724	821	96
合計		7,091	6,529	561

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 79百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	43	35	67
投資信託	1,099	190	17
合計	1,143	226	84

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	3,819	3,188	631
	小計	3,819	3,188	631
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	3,637	3,768	130
	小計	3,637	3,768	130
合計		7,457	6,957	500

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 66百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	11	-
投資信託	1,734	124	12
合計	1,758	135	12

(持分法損益等)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 3,069	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,065
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,280	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 7,660
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,159	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,379

(退職給付関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

イ 退職給付債務	1,101
ロ 未積立退職給付債務	1,101
ハ 未認識数理計算上の差異	99
ニ 退職給付引当金残高	1,001

3 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

イ 勤務費用	102
ロ 利息費用	13
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	24
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	171
ホ 退職給付費用合計	312

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例
ロ 割引率	0.9%
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,101	百万円
勤務費用	110	"
利息費用	9	"
数理計算上の差異の発生額	9	"
退職給付の支払額	56	"
退職給付債務の期末残高	1,174	"

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,174	百万円
未積立退職給付債務	1,174	"
未認識数理計算上の差異	92	"
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	"

退職給付引当金	1,081	百万円
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	"

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	110	百万円
利息費用	9	"
数理計算上の差異の費用処理額	16	"
確定給付制度に係る退職給付費用	137	"

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.8%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、176百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社 の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社 の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社 の取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日

権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、「当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、「当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	19,215,900	1,676,400
付与	0	0
失効	2,237,400	49,500
権利確定	0	0
権利未確定残	16,978,500	1,626,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	6,091,800
付与	0	0
失効	0	161,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,930,100
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-

権利未行使残	-	-
--------	---	---

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注)3
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

(注)1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の取締役・従業員 186名

株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	16,978,500	1,626,900
付与	0	0
失効	1,075,800	59,400
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,930,100
付与	0	0
失効	0	541,200
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,388,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-

権利未行使残	-	-
--------	---	---

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2月 8日	平成22年 8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第54期 (平成25年 3月31日)		第55期 (平成26年 3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)
	賞与引当金繰入超過額		賞与引当金繰入超過額
	672		689
	その他		その他
	196		294
	小計		小計
	869		984
	繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	149		148
	退職給付引当金超過額		関係会社株式評価損
	361		1,665
	固定資産減価償却超過額		退職給付引当金超過額
	174		385
	その他		固定資産減価償却超過額
	75		158
	小計		その他
	760		34
	繰延税金資産小計		小計
	1,630		2,391
	評価性引当金		繰延税金資産小計
	61		3,375
	繰延税金資産合計		評価性引当金
	1,568		1,665
	繰延税金負債(固定)		繰延税金資産合計
	その他有価証券評価差額金		1,710
	199		繰延税金負債(固定)
	繰延税金負債合計		その他有価証券評価差額金
	199		200
	繰延税金資産の純額		繰延税金負債合計
	1,369		200
			繰延税金資産の純額
			1,510

<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">38.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（調整）</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金の増減</td> <td style="text-align: right;">46.6%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.7%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">12.9%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">1.9%</td> </tr> <tr> <td>海外子会社の留保利益の影響額等</td> <td style="text-align: right;">6.9%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">84.2%</td> </tr> </table>	法定実効税率	38.0%	（調整）		評価性引当金の増減	46.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	12.9%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9%	海外子会社の留保利益の影響額等	6.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.2%
法定実効税率	38.0%																
（調整）																	
評価性引当金の増減	46.6%																
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	12.9%																
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9%																
海外子会社の留保利益の影響額等	6.9%																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.2%																

第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
-	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令第151号）が平成26年3月31日に公布されたことにより、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異について、当社が使用した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されております。この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は65百万円減少し、その他有価証券評価差額金の金額が1百万円、法人税等調整額の金額が63百万円、それぞれ増加しております。</p>

（関連当事者情報）

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	252,000	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	525 (千SGD 8,000)	関係会社短期貸付金	606 (千SGD 8,000)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	5 (千SGD 76)	未収収益	5 (千SGD 76)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成24年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場場で円貨に換算したものであります。

資産合計	10,930百万円
負債合計	1,103百万円
純資産合計	9,826百万円
営業収益	7,917百万円
税引前当期純利益	2,801百万円
当期純利益	2,091百万円

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	292,000	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	398 (千 SGD 5,059) (注2)	関係会社 短期貸付金	240 (千 SGD 2,940)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	15 (千 SGD 192)	未収収益	5 (千 SGD 64)
							増資の引受(注3)	3,266 (千 SGD 40,000)	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 資金の貸付に係る取引金額 398百万円(5,059千 SGD)の内訳は、貸付240百万円(2,940千 SGD)及び返済 638百万円(8,000千 SGD)であります。

- 3 Nikko Asset Management International Limitedの行った40,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成25年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	15,790百万円
負債合計	1,713百万円
純資産合計	14,076百万円
営業収益	11,350百万円
税引前当期純利益	4,212百万円
当期純利益	3,096百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第54期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第55期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第54期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第55期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	235円69銭	231円23銭
1株当たり当期純利益金額	14円35銭	2円76銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
----	---------------------------------------	---------------------------------------

当期純利益（百万円）	2,827	544
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	2,827	544
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,903	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 16,978,500株、平成21年度ストックオプション(2) 1,626,900株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,930,100株	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,388,900株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	46,408	45,531
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-	-
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	46,408	45,531
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	196,903	196,903

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行 1	1,711,958百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

1 既存の定時定額買付サービスの受益者のみの取扱いとなります。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成25年12月26日	臨時報告書
平成26年 3月14日	有価証券報告書
平成26年 3月14日	有価証券届出書
平成26年 3月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年7月23日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田 光 夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型の平成25年12月17日から平成26年6月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型の平成26年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。